参画と協働の
まちづくり指針

令和５年３月

兵庫県宍粟市

はじめに

平成 23 年４月、まちづくりを進めていくにあたっての市の最高規範として宍粟市自治基本条例が制定されました。

この条例の前文では、市民一人ひとりが「まちづくりの主役」であると自覚し、まちづくりを担うことが重要であると示されています。また、条例の目的を「市民の参画と協働による市民自治の実現を通じたまちづくり」とした上で、参画と協働の仕組の構築が求められています。

現在、宍粟市は、人口減少と少子高齢化の進行に加えて、昨今の新型コロナウイルスの影響により、これまで地域で行われていた活動の継続が段々と難しくなり、助け合いの機能の低下や安全・安心な暮らしの維持が危ぶまれる危機的な状況にあります。

一方で、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、また、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化により、さまざまな分野で新たな地域課題が生じており、市民個人の努力や行政だけでは対応することが困難な事例が多くなってきています。

このような状況において、参画と協働の考え方によって持続可能な地域運営の仕組の確立をめざし、10 年後、20 年後に向けた地域づくりの方向性を示していくことを目的として、令和３年度から参画と協働のまちづくり指針策定委員会を設置し、議論を開始しました。

この指針は、同委員会における２か年度の議論を経て、これまでの地域運営のあり方を見直し、未来の地域運営のあり方を検討していくための指針としてまとめるものです。

宍粟市自治基本条例　　平成 23 年３月条例第４号

宍粟市は兵庫県で２番目に広い面積を有し、県内最高峰の氷ノ山をはじめ宍粟５０名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれ、その美しい姿は私たちの心の安らぎとなっています。

古くは「播磨国風土記」に歴史はさかのぼり、以後、先人たちによって築き上げられてきた伝統と文化は守り伝えていかなければなりません。

一方、市を取りまく情勢の変化に伴い、これからのまちづくりには市民主体の考え方がより強く求められています。そこで大切なのは、私たち市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、市民同士が支え合い、助け合ってまちづくりを担うことです。

現在、そして未来にわたり、希望と笑顔に満ちあふれる宍粟市のまちづくりを進めていくにあたり、その最高規範としてここに「宍粟市自治基本条例」を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、まちづくりの主体である市民の権利と責務並びにその市民の信託に基づく市議会及び市の執行機関の権限と責任を明らかにすることにより、市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とする。　（以下略）

目　　次

１　宍粟市における地域の現状
（１）将来人口推計　・・・・・・・・・・・・・1
（２）世帯の状況　・・・・・・・・・・・・・1
（３）人口減少が地域に与える影響　・・・・・・・・・・・・・2
（４）地域をとりまく状況　・・・・・・・・・・・・・3
（５）自治会の現状　・・・・・・・・・・・・・3

２　自治基本条例における参画と協働のまちづくり
（１）自治基本条例における参画と協働のまちづくりとは　・・・・・・・・・・・・・4
（２）「まちづくりを推進する団体」の設置　・・・・・・・・・・・・・4
（３）モデル地区の取組　・・・・・・・・・・・・・6

３　参画と協働による新たな仕組　・・・・・・・・・・・・・7

４　地域運営組織の役割
（１）地域運営組織とは　・・・・・・・・・・・・・8
（２）地域運営組織における多様な主体参画の可能性　・・・・・・・・・・・・・8
（３）地域運営組織が担う役割　・・・・・・・・・・・・・9
（４）地域運営組織と単位自治会の関係　・・・・・・・・・・・・・12
（５）地域運営組織と地区自治会（自治会長会）の役割分担　・・・・・・・・・・・・・12
（６）地域運営組織の検討開始パターン　・・・・・・・・・・・・・13
（７）地域運営組織における地区自治会（自治会長会）の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・14

５　地域運営組織の設置に向けた市の施策
（１）伴走型の行政の関り　・・・・・・・・・・・・・16
（２）全市的な機運の醸成　・・・・・・・・・・・・・17
（３）人的支援策　・・・・・・・・・・・・・17
（４）財政的支援策　・・・・・・・・・・・・・17
（５）取組のステップアップイメージと支援制度　・・・・・・・・・・・・・18
（６）各種団体等との連携・調整　・・・・・・・・・・・・・19

1　宍粟市における地域の現状

（１）将来人口推計

平成27年時点における国立社会保障・人口問題研究所による宍粟市の将来人口推計によると、令和12年（2030）の総人口は28,277人となり、令和12年以降は年少人口比率が１割を、生産年齢人口が５割を下回ると予想されています（図表１）。

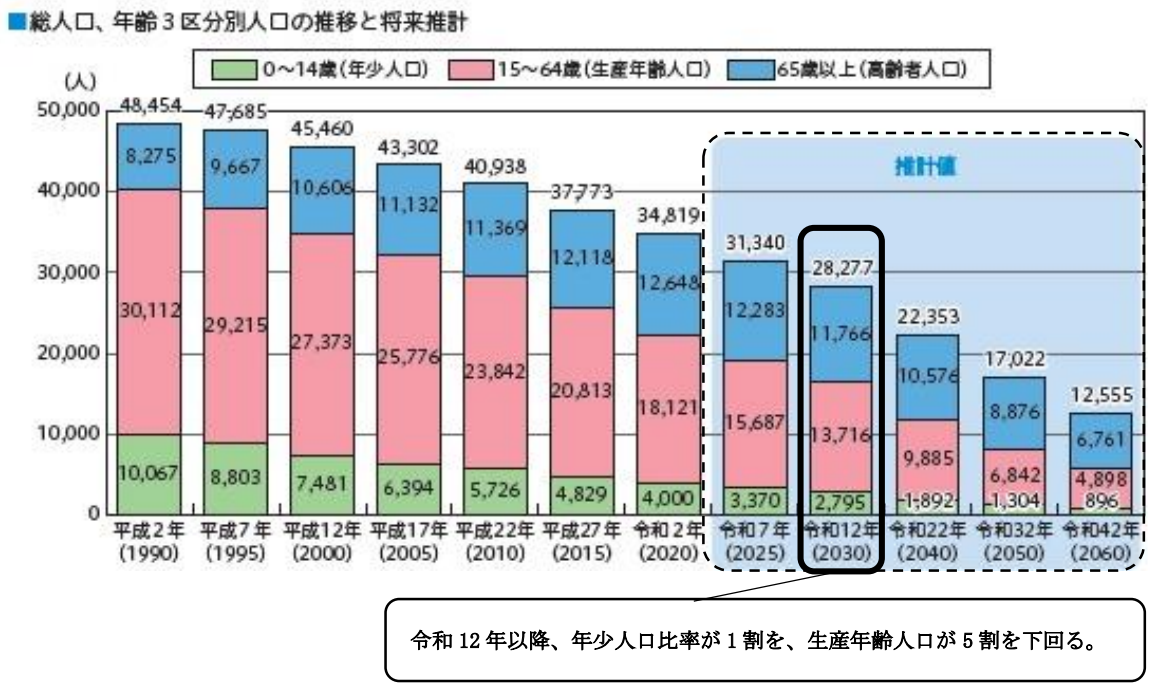

図表１　宍粟市における総人口、年齢３区分別人口の推移と将来推計

※年齢不詳を含むため、総人口と内訳の合計は一致しない。推計値は四捨五入により合計が一致しないことがある。

※資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計（令和元（2019）年時点）

（２）世帯の状況

宍粟市の世帯数は平成２年以降増加傾向で推移していましたが、平成27年には減少に転じ、令和２年では12,882世帯となっています。一世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和２年は2.70人となっています（図表２）。

一世帯あたり人員は10年間で3.90人から2.70人まで減少しており、核家族世帯や単独世帯の増加、また、高齢化が進んでいる状況からとりわけ高齢者の単身世帯が増加していることが考えられます。

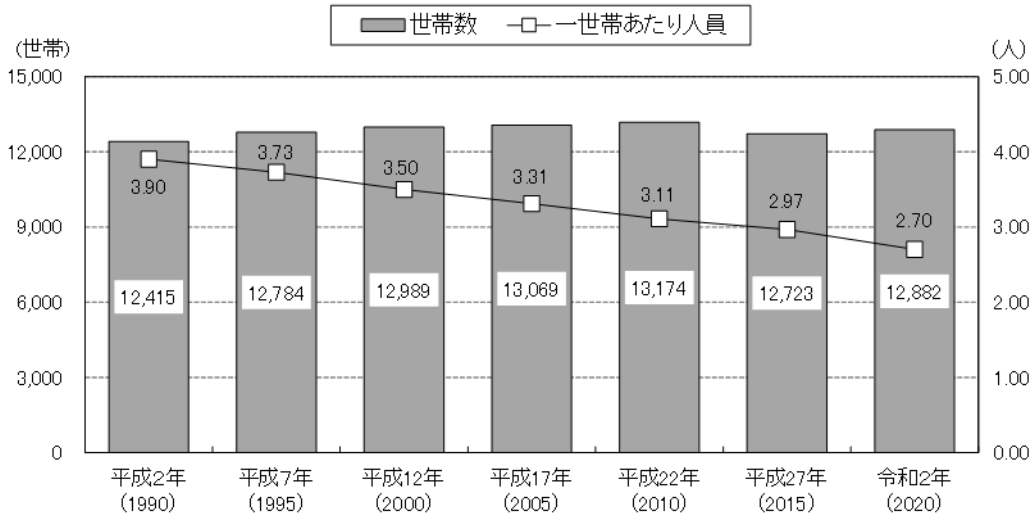

図表２　世帯数、一世帯あたり人員の推移　※資料：国勢調査

（３）人口減少が地域に与える影響

人口減少の影響は、長期的かつ多岐に渡ることが想定され、宍粟市人口ビジョンにおいて、分野ごとに想定される人口減少の影響がまとめられています（図表３）。

宍粟市においても平成27年度の国勢調査で人口４万人を切り、人口減少は喫緊の課題であることから、人口減少に備えるまちづくりを早急に考えていく必要があります。

図表３　想定される人口減少の影響

分　野	影響の内容
地域生活	■空き家の増大や地域活動の担い手不足、地域の防災・防犯力の低下など地域コミュニティ活動の崩壊が懸念されます。 ■公共交通の利用者が減少し、公共交通の維持が困難な状況が予測されます。
産業	■地域経済規模が縮小し、雇用の場が減少していくことにより、仕事を求めて人口が流出する恐れがあります。 ■耕作放棄地の増加、豊かな森林の荒廃が懸念されます。
医療・福祉	■医師・看護師不足による医療サービス低下、医療機関の減少が懸念されます。 ■社会保障費（医療・介護）が増加し、生産年齢人口への負担の増加が予測されます。
教育	■子どもの数が減少する中、集団の中で教育・保育をすることが困難な状況となることが予測されます。
行政活動	■人口が減少した場合でも、行政コストを完全に比例して減らすことは難しく、結果として行政サービスの低下や一人当たりの行政コストが大きくなることが予測されます。

※資料：宍粟市人口ビジョン（平成27年12月策定・令和3年12月改定）

（４）地域をとりまく状況

人口減少・少子高齢化は地域生活に様々な影響を及ぼし、耕作放棄地や空き家の増加、地域活動の担い手不足など、課題は多様化・複雑化していくことが想定されます。さらに、公共交通や買い物拠点の問題など、その範囲が広域にわたる場合もあります。これらの課題は、市民の日常生活に深く関わるものですが、個人の努力、あるいは行政の施策だけで対応することは困難なものです。

一方で、地域住民によりスーパーマーケットを運営される地域、空き店舗が増えた商店街の活性化に取り組む団体、不動産取引の対象にならない空き家の管理等に取り組む団体など、地域の課題解決や地域を元気にしようとする団体も増えつつあり、市民が主体となり、行政と協働で取り組む動きも少しずつ広がっています。

（５）自治会の現状

宍粟市内には現在、156の自治会があり、地区（町連合）自治会、宍粟市連合自治会と階層的に組織されています（図表４）。

令和３年４月現在において、156自治会のうち、高齢化率が50％を超える自治会は21自治会、さらに55歳以上人口の割合が50％を超えている自治会は98自治会となり、全体の62.8％を占めます。

平成23年４月の時点では、高齢化率が50％を超える自治会は６自治会、55歳以上人口の割合が50％を超えている自治会は38自治会で、いずれもここ10年間で急激に高齢化が進んでいることが分かります。

また、令和３年６月から９月にかけ、市内の小規模集落（概ね世帯数が50世帯未満かつ高齢化率40.0％以上の集落）を対象に実施した調査によると、「人が減って自治会の役員などが同じ人に何度も回ってくる」、「なり手がいないのに〇〇委員などの役が多い」、「高齢者が多く40代・50代の負担が大きい」、「自治会役員や宮総代などの人手不足や負担の増大が心配」といった、自治会を運営するうえでの負担感が見て取れる記述も多く見られました。

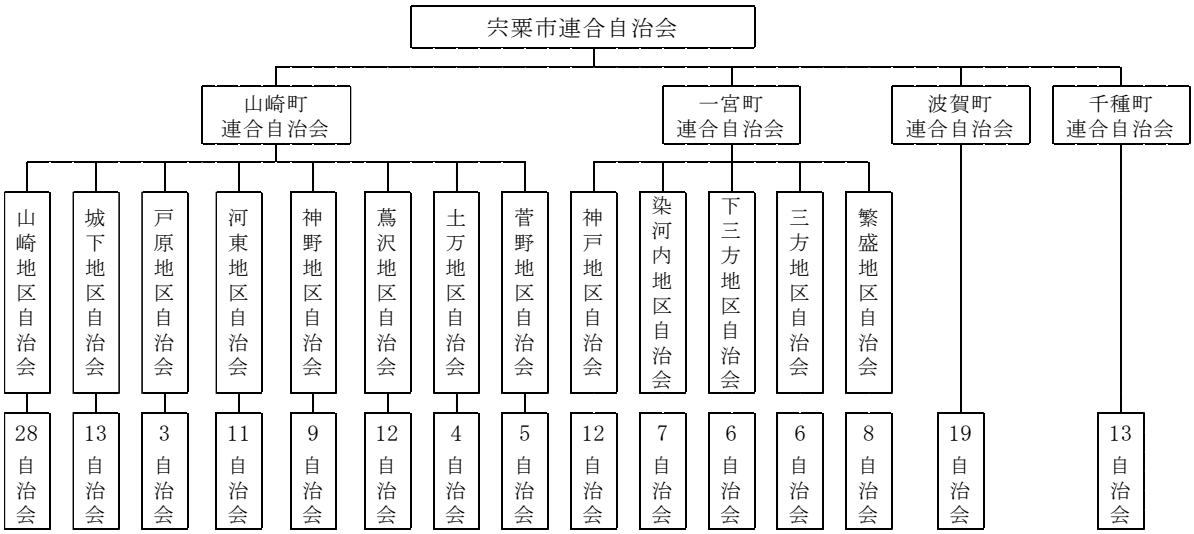

図表４　宍粟市連合自治会組織図

２　自治基本条例における参画と協働のまちづくり

（１）自治基本条例における参画と協働のまちづくりとは

平成23年４月に、市がまちづくりを進めていくにあたっての最高規範として自治基本条例が制定されました。

その前文では、これからのまちづくりには市民が主体になることが述べられ、第１条でこの条例の目的が「市民の参画と協働による市民自治の実現を通じたまちづくり」であることが明文化されています。

「市民自治」とは、「自分たちのまちのことは自分たちで考え行動していくこと」を意味し、自治の担い手である市民、地域、事業者、団体、議会及び行政が共に力を合わせて、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主的で自立的なまちづくりを推進し、そのための参画と協働の仕組を構築していくことが定められています。

（２）「まちづくりを推進する団体」の設置

平成17年の合併以降、条例設置により旧４町の区域ごとに地域協議会が置かれ、平成21年度までの５年間、市に対して新市建設計画の進捗状況や地域の活性化についての提言がなされました。

その後、自治基本条例が制定される中でまちづくり協議会が参画と協働のまちづくりを担う重要な組織として、また、地域協議会の後継組織として位置付けられ、新たに地域振興の実践や活動支援がその役割に加わって旧４町の区域ごとに取組が進められました。

しかし、地区（連合）自治会長会とまちづくり協議会との関係が明確でないまま両者が併存する形となり、めざすところであった自ら考え実践するまちづくり活動にはつながらず、平成27年３月に活動休止となりました。

同年、自治基本条例の検証と見直しがされるなかで、まちづくり協議会のその後については、条例設置の組織にこだわらず自主自律の「まちづくりを推進する団体」の設立に向けた取組を進めていく方向性が出されました。また、団体を設立する地域の範囲については、旧まちづくり協議会での議論をもとに、旧４町ごとではなくもう少し小さく顔が見える範囲として、概ね小学校区を範囲とした15地区（図表５）とすることとされました。

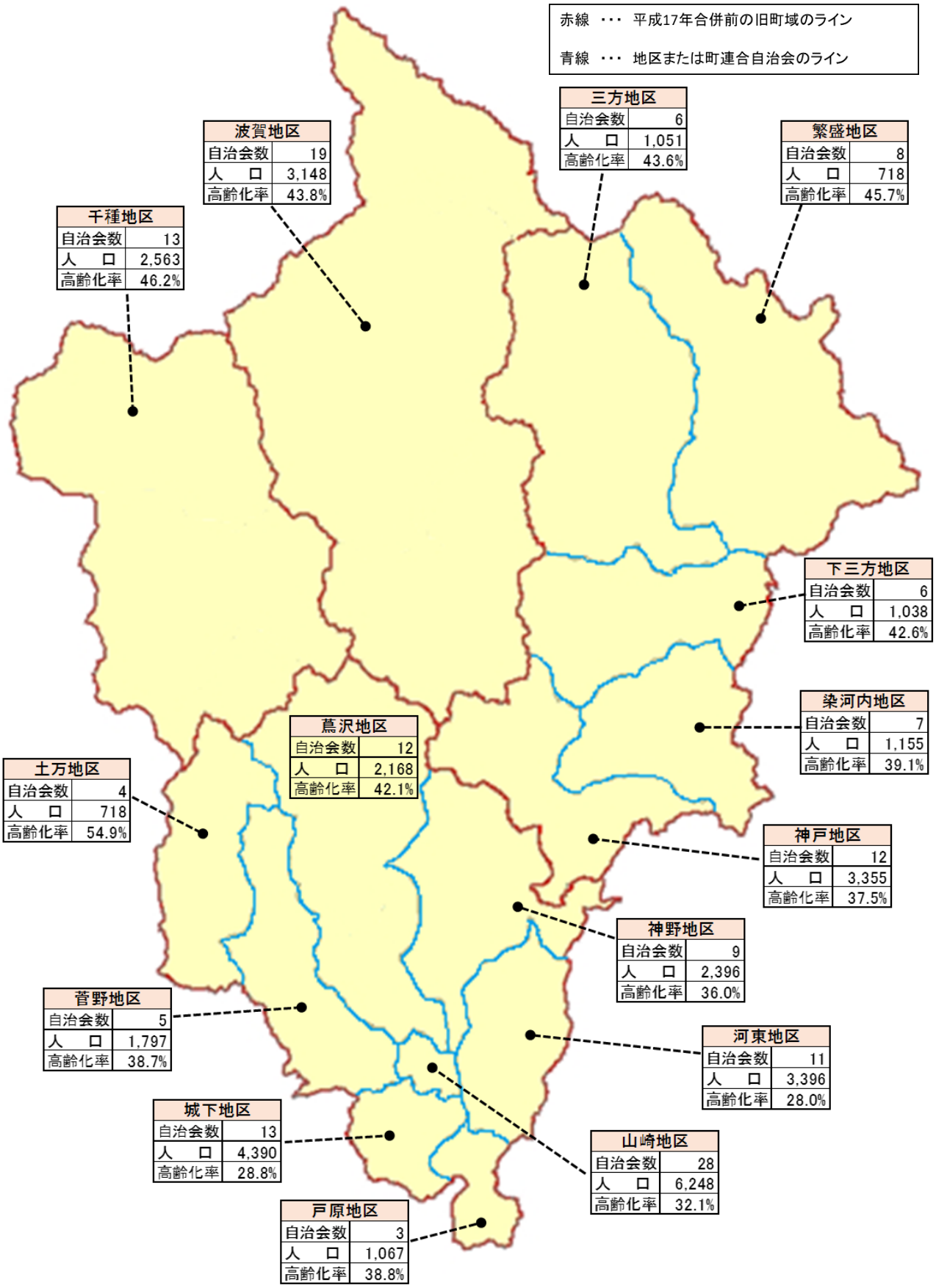

図表５　市内15地区の区域図　※人口・高齢化率は令和５年１月時点

（３）モデル地区の取組

現在、「まちづくりを推進する団体」のモデル地区としては千種地区、繁盛地区の２地区が位置づけられ、それぞれアドバイザーの助言のもと、取組が続けられています。

千種地区では千種まちづくり推進委員会が、「新しいまちづくりの体制を整えます」との宣言のもと、組織や活動の見直しに着手。住民アンケートの企画段階から地元千種高校の生徒会のほか広く委員を募りアンケートを実施したところ、回収率92.3%と、多くの方からの回答が得られました。その後、地区住民に参加を呼びかけ、アンケート結果を元にした意見交換の場として、「ちくさええとこ未来会議」を開催するなかで、こんなことをやってみたい、こんなことならできる、といったグループによる活動が少しずつ始まっています。今後は、こういったグループを含めた組織・規約の見直し、地区がめざす未来の姿などをまとめたまちづくり計画の策定に取り組まれます。

また、繁盛地区では、地区の自治会長会で議論を開始するなかで、自治会長や自治会役員が担う役職の負担感が大きな論点となりました。各自治会にどのような役職があり、どのような活動がされているのかについてコミュニティ支援員が調査し、それを見える化して自治会長会で共有されました。一方で行政側の仕組として町単位、市単位といった上部組織が存在し、地区で組織の見直しを考えていくと同時に、市として仕組をどうしていくのかも調整していく必要があり、引き続き、どのようにして組織や活動のスリム化を図っていくか、アドバイザーの助言を得ながら協議が続けられます。

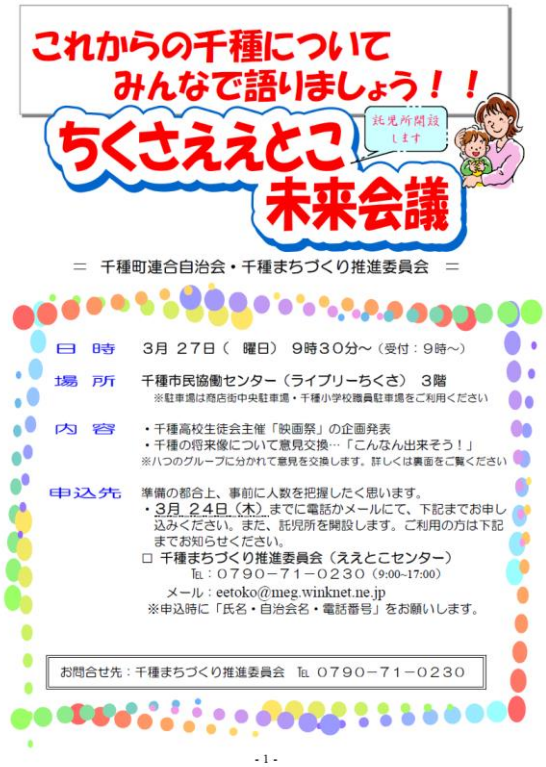

←千種まちづくり推進委員会
ええとこ未来会議チラシ

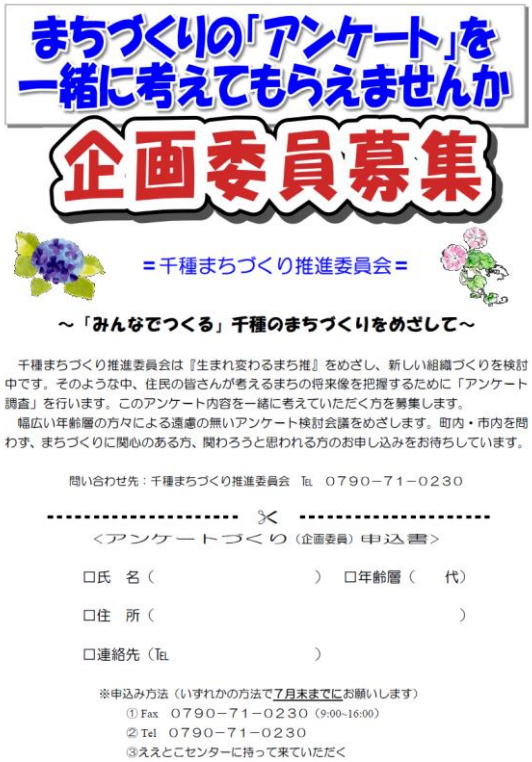

千種まちづくり推進委員会
アンケート企画委員募集チラシ→

3　参画と協働による新たな仕組

従来、地域課題にあたっての意思決定や企画・実行を担ってきた自治会は、人口が減少し、高齢化が進む中、その運営は厳しくなる傾向にあり、地域課題の対応にあたることは今後ますます難しくなることが予想されます。

これから人口減少・少子高齢化に起因する様々な地域課題を乗り越え、それぞれが生まれ育った地域で住み続けていくためには、市民やさまざまな団体、行政が力を合わせ、参画と協働による新たな地域運営の仕組を構築することが必要です。

人口減少・少子高齢化に加えて近年では、新型コロナウイルスの影響により地域の交流事業や防災活動、見守り活動などがこれまでどおり行えなくなっており、助け合いの機能の低下や安全・安心な暮らしの維持が危ぶまれる状況にあると言えます。

今まさに、これまでの地域運営のあり方を見直し、参画と協働の考え方により地域課題の解決や地域資源の活用などに取り組む主体として、市内15地区で「まちづくりを推進する団体」の設置に取り組むことが急務であると考えます。

宍粟市では、総務省の地域運営組織の考え方により、この「まちづくりを推進する団体」の設置に取り組んでいきます。

【地域運営組織の定義】

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織（総務省より）

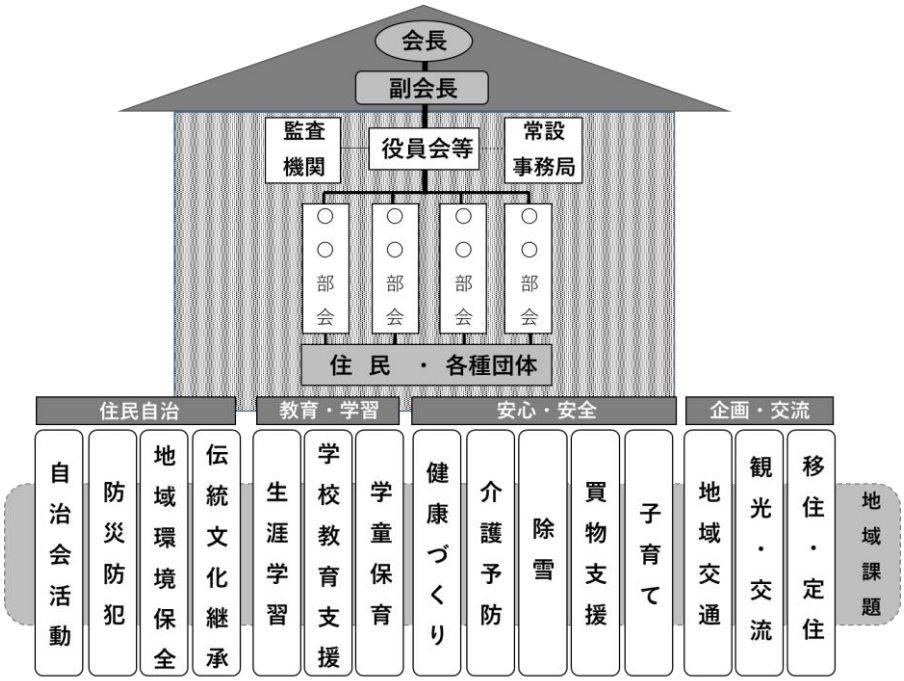

※図は島根大学作野広和教授作成資料を元に作成

4　地域運営組織の役割

（１）地域運営組織とは

前述のとおり地域課題は複雑化・多様化し、一方で人口減少により担い手は減っていく状況において、これから地域課題に対応していくためには、多様な個人・団体、行政が力を合わせ、知恵を出して協働で取り組むことが不可欠です。

また、地域活動の基礎となってきた自治会も、少子化、高齢化が進み、これまでどおりの活動を続けることが困難になってくることが予想され、従来の活動に加えて新たな取組を始めることは難しいと考えます。

このような状況において、地域を代表し、多様な個人や団体が課題解決に向けて話し合い実行していくうえでのプラットフォームとなり、さらには相互補完の仕組（図表６）により、単独では立ち行かなくなりつつある単位自治会（集落）を維持していくための組織が地域運営組織です。

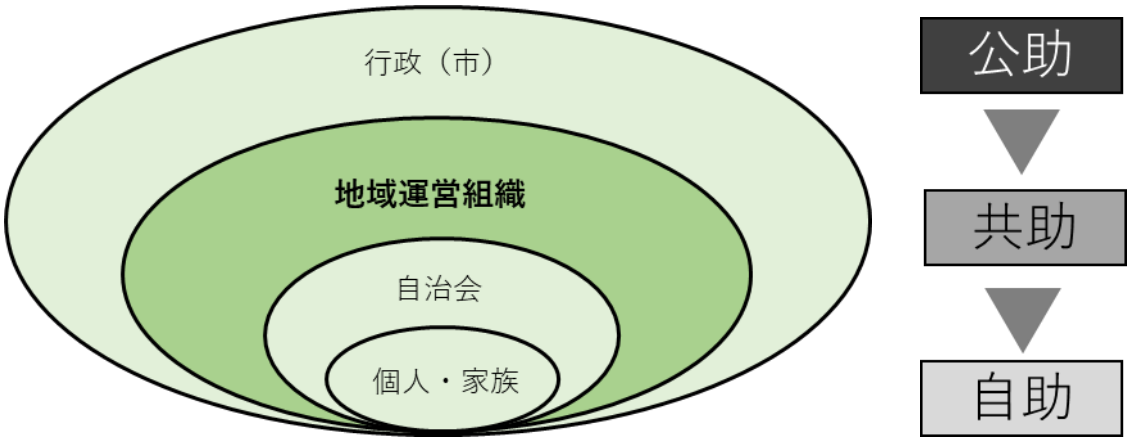

図表６　相互補完のイメージ図

（２）地域運営組織における多様な主体参画の可能性

人口減少・少子高齢化が急激に進む宍粟市においては、これまで地域活動の中心となってきた自治会長や自治会役員だけではなく、女性や若者などの多様な個人が参画し、さらには地域外の人材も巻き込みながら、地域づくりを進めていくことを考えていかなければなりません。

そのためには世帯代表を中心に構成される自治会組織ではなく、多様な主体が参画することのでき、多様な方法で柔軟に運用することのできる地域運営組織のような新たな組織が必要であると考えます。

地域運営組織は、女性や若者、子ども、地域外の住民などの多様な個人、また地域内の各

種団体で構成され、地区自治会（自治会長会）と協働していきます。このことにより、さまざまな個人や団体が寄り合うプラットフォームとして、うまく機能することで、効果的、効率的に課題解決にあたることが期待できます（図表７）。

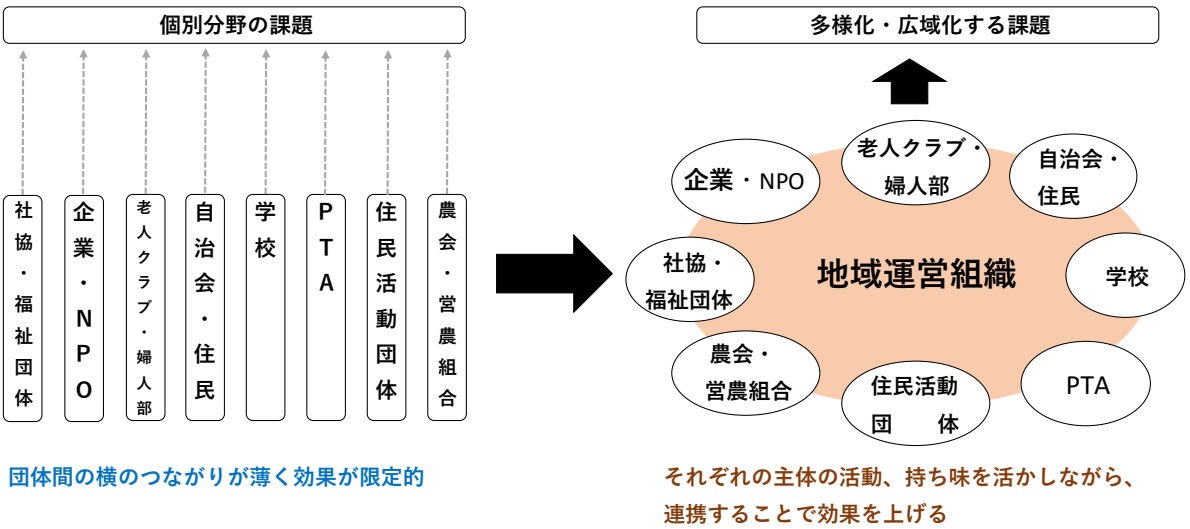

図表７　地域運営組織が核となり各種団体がつながるイメージ

（３）地域運営組織が担う役割

地域運営組織が担う役割は、単位自治会や地区自治会（自治会長会）と相互に補完、連携しながら、女性や若者などの多様な個人、学校やNPO等の各種団体の参画のもと、地域課題の解決や地域資源の活用について話し合い、実行することです。

初めから多くのことに取り組むのではなく、地区で話し合い、役割分担を進めながら、地域の実状や特性に応じて、できることから取り組んでいくことが大切です。

加えて、前述のとおり人口減少・少子高齢化が急激に進む中、自治会長や自治会役員だけではなく、これまで地域づくりに参加する機会の少なかった女性や若者などの多様な個人が参画し、やりたいことに取り組める場を創出することも大切な役割と考えます。

これらを基本的な役割とし、「地域振興」「地域福祉」「地域防災」「生涯学習」の４つの取組を重要な役割と位置づけます。これら４つの重要な役割は、将来的には市内全ての地域運営組織が地域の実情に応じて取り組むことが望まれます。

基本的な役割

◆地域課題の解決や地域資源の活用について話し合い、実行する

◆若者や女性など多様な主体が参加でき、やりたいことに取り組める場づくり

重要な役割

◆地域振興活動　◆地域防災活動

◆地域福祉活動　◆生涯学習活動

各地区で選択的に実施します。

◆地域振興活動

地域づくりを進めるうえで、地域の課題や魅力を把握し、中長期的な視点での地域づくりの方向性を定めていくことが必要と考えます。それをできるだけ多くの地域住民が共有し、参画して取組を進めていきます。地域を「守る」活動だけでなく、都市部からの移住定住につながる活動など「攻め」の活動も期待されます。

【具体的な取組事例】

・地域課題の発見、整理、解決に向けた取組
・地域での広報活動（地域運営組織の活動や地域情報など）
・地域資源を活用した独自事業の展開、財源の確保
・農地や森林の保全
・地域の美化活動（景観保全、風景街道など）
・除雪や草刈り体制の確立
・地域内の空き家の把握と移住希望者の案内、マッチング
・移住希望者の積極的な受け入れ

◆地域福祉活動

地域における生活課題は、高齢者の日常生活の問題から災害時の要援護者の対応など、幅広く、またこれから増加していくことが想定されます。支援が必要な状態になっても安心して生まれ育った地域で暮らすためには、住民同士が主体的に共に支え合う地域づ

くりを進めていく必要があります。加えて、行政や社会福祉協議会をはじめとする関係団体や事業者と連携し、有効に支援を進めていくことが重要です。

【具体的な取り組み事例】
・気軽に集まれる居場所づくり（交流サロン等の実施、運営）
・定期的な高齢者の訪問や声掛け、体操教室の運営
・地域の実態調査による支え合いの仕組づくり（支え合いマップ作りなど）
・地域で行う移動支援、買い物支援

◆地域防災活動

人口減少、高齢化により単独で自主防災活動ができない自治会での活動の補完や、大規模災害時の対応に向けた備えなども重要な役割と考えます。地域運営組織が単位自治会の活動を補完し、それぞれの地域の特性を踏まえ、広域的な活動を行っていくことが期待されます。

【具体的な取り組み事例】
・防災訓練、救急救命講習の実施
・防災意識の啓発や自主防災組織の育成
・災害時における避難所の開設、運営
・災害時における要援護者の避難支援

◆生涯学習活動

これまでも地域ごとに生涯学習の取組の中で、人権学習事業や世代間交流事業等が行われてきましたが、生涯学習に関心のある個人や各種団体が参画する地域運営組織で取り組むことで、より活発な活動が期待できます。また、少子化による地域における子どもを取り巻く環境の変化や子育てに関するニーズへの対応、あるいは地域の伝統文化や歴史といった地域の魅力を次世代に伝えていく活動なども重要な役割と考えます。

【具体的な取り組み事例】
・地域住民が主体となった生涯学習活動
・地域での子育て支援事業
・地域の子どもを対象とした学習塾の運営
・歴史文化の継承、啓発事業

（４）地域運営組織と単位自治会の関係

地域運営組織が設立されても従来の自治会は存続します。自治会と地域運営組織の関係は、まず自治会の活動が基本にあり、それを補完しながら地区全体を総合的に運営することが地域運営組織の役割になると考えます（図表８）。地域運営組織の設立にあたっては、これまでどおり自治会が担うこと、地域運営組織が担うことを整理したうえで組織づくりを進めることが必要です。

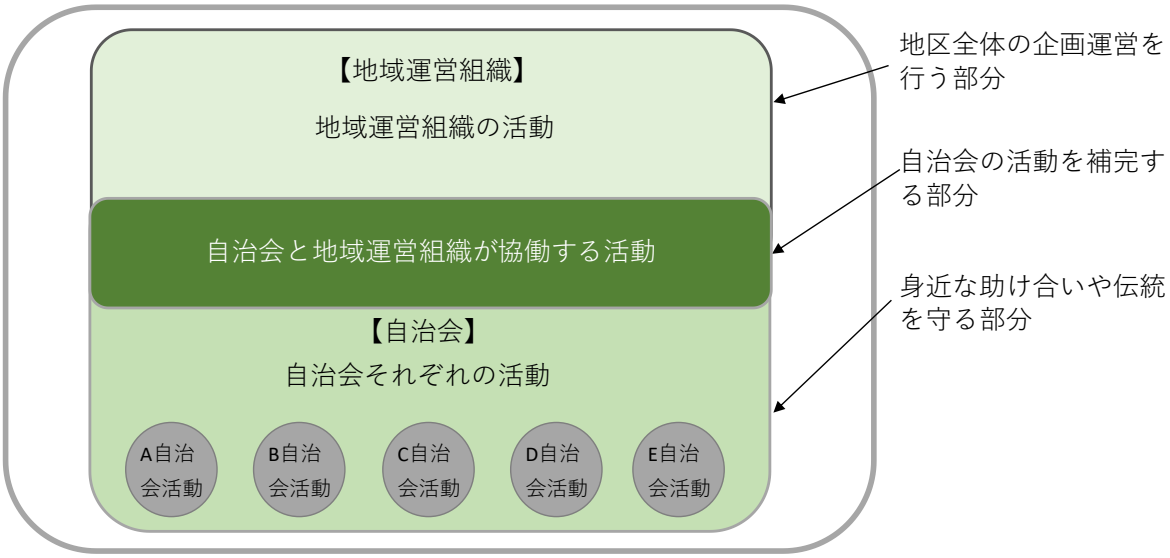

図表８　自治会と地域運営組織の関係イメージ

（５）地域運営組織と地区自治会（自治会長会）の役割分担

自治会長会は、各地区の自治会長で構成される地域における中心的な組織であり、行政及び市連合自治会と単位自治会の間に階層的に位置付けられています。

その主な役割としては、地区行事についての協議や運営のほか、市からの連絡・依頼事項を単位自治会に伝える、また逆に単位自治会からの意見等をとりまとめて市に伝えるといったことが挙げられます。

一方で地域運営組織は、自治会と相互に補完、連携しながら、さまざまな個人や団体の参画のもと、地域課題の解決や地域資源の活用について話し合い、実行するものです。どちらかと言うと、従来の自治会組織では取り組みにくかった活動に取り組みやすい組織であると考えます。

地域運営組織と地区自治会が、それぞれ組織としての特性を活かしながら連携して取り組むことで、【守り】（見守り活動、草刈り、神事など）と【攻め】（移住定住の促進、空き家活用、特産品の開発など）の地域づくりを進めることができると考えます（図表９）。

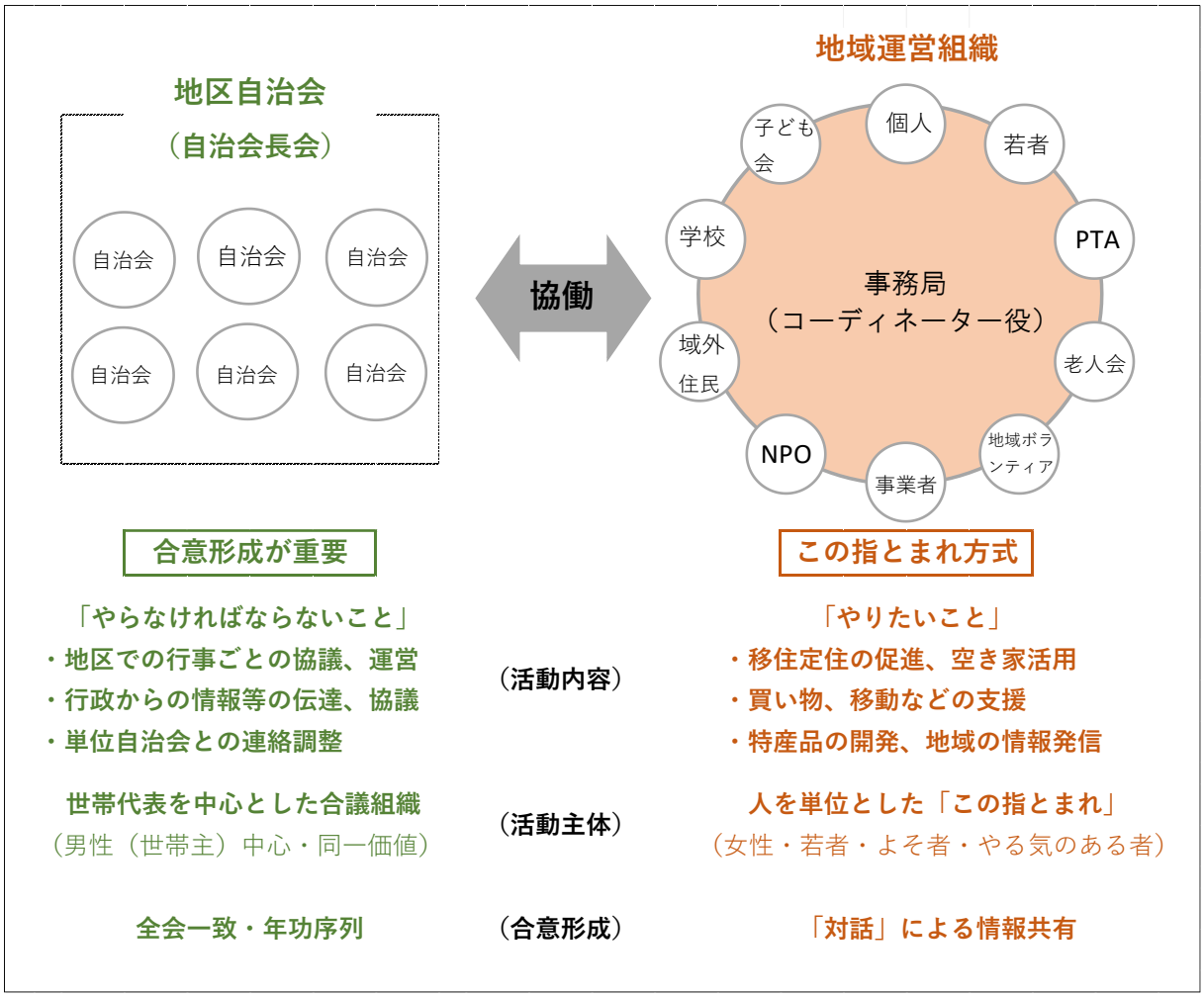

図表９　地区自治会（自治会長会）と地域運営組織の役割イメージ

※島根大学作野広和教授作成資料を元に作成

（６）地域運営組織の検討開始パターン

宍粟市には各地区の自治会長会の他に、自治会長が参画し、地区を単位として活動する組織として生涯学習推進協議会があります。生涯学習推進協議会では、地区を単位としたイベントや学習活動に取り組まれ、また、各種団体の代表が参画され、地域運営組織の設置について検討を開始する場として可能性があると考えます。

その他にも地域イベントや地域課題に取り組む団体が存在する地区があります。そういった団体を母体として地域運営組織の検討を進めることも可能と考えます。

そこで、地域運営組織の設置について検討を開始するパターンとして次の３つを例示します。

パターン１　自治会長会から検討開始

自治会長会を検討開始の場とするパターンです。それぞれの地区において、既存の組織や役職、活動について現状を分析し、これまでどおり自治会で取り組むこと、地区を単位として取り組むほうがよい（取り組むべき）ことなどから議論を開始するイメージです。

パターン２　生涯学習推進協議会から検討開始

生涯学習推進協議会を検討開始の場とするパターンです。生涯学習推進協議会には自治会長が参画され、企画・実行の中心を担われているほか、各種団体の代表が参画されています。例えばこの構成員からメンバーを選抜し、地域運営組織検討の準備会を立ち上げることも考えられます。

パターン３　既存のまちづくり組織から検討開始

千種地区では、千種まちづくり推進委員会が以前から活動されていました。その活動を見直していこうという動きの中から「この指とまれ」方式でメンバーを増やし、組織のあり方について検討が始まっています。自治会長会の関りは必要と考えますが、同様の進め方で検討を開始することも可能です。

<千種まちづくり推進委員会でのワークショップの様子>

（７）地域運営組織における地区自治会（自治会長会）の位置づけ

地域運営組織の設置にあたっては、地区自治会との合意形成が不可欠です。従来、地区自治会が担ってきた地域の意思決定の権限、また実行機能について、地域運営組織がどこまで担っていくのか、地域で十分話し合うことが重要です。

また、地域運営組織が設置された後も、自治会長会としっかりと連携しながら取り組む必要があると考えます。

地域運営組織と地区自治会の関係のあり方について、次の４つのパターン（図表10）を示していますが、このパターンが全てではありません。各地区の現状に応じて、より良い組織を作っていくことが大切です。

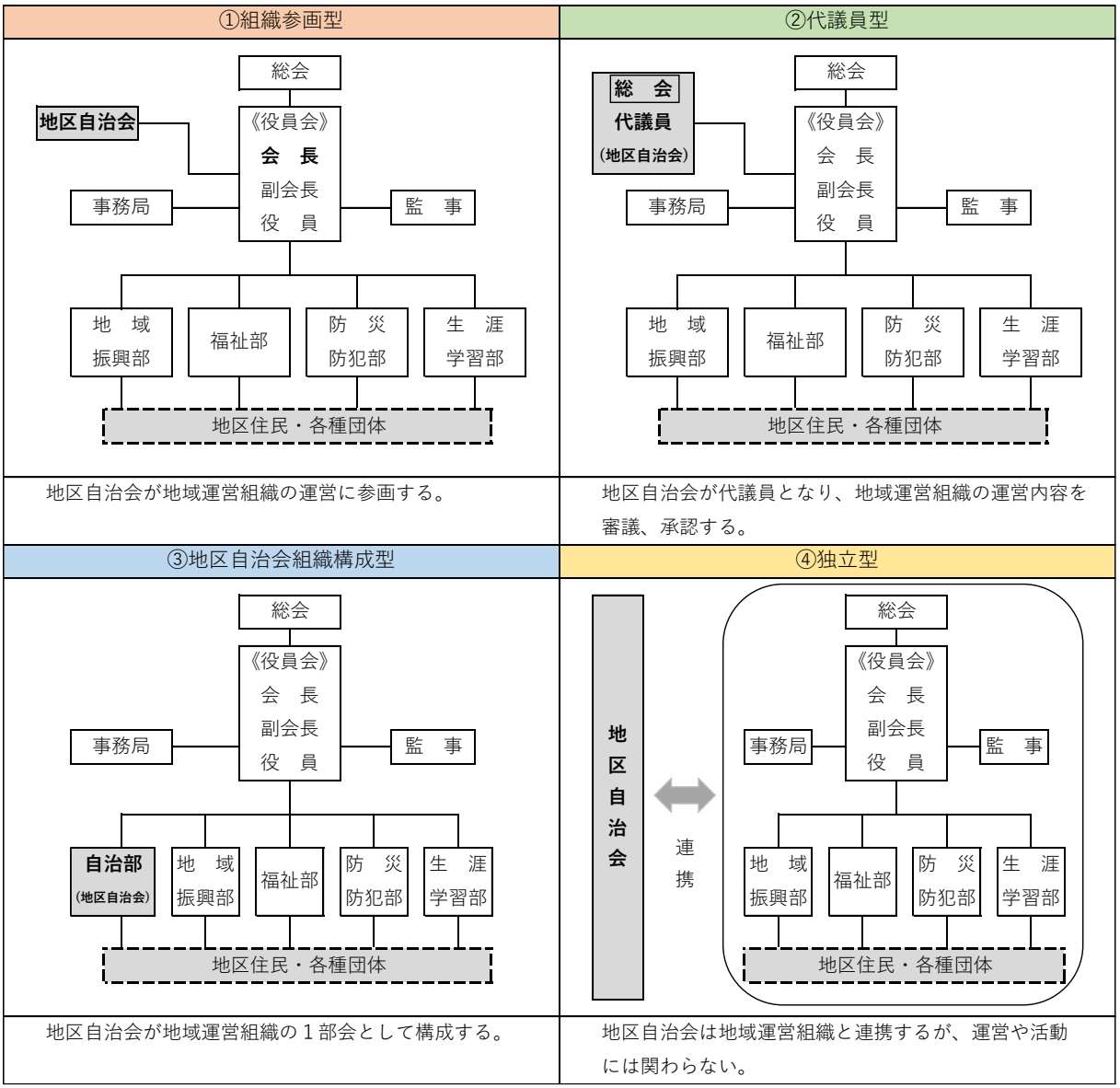

図表10　地域運営組織の組織図例

※部会の名称や数は例示です。

5　地域運営組織の設置に向けた市の施策

（１）伴走型の行政の関り

地域運営組織の設置に向けては、地域でしっかり話し合い、組織づくりや「まちづくり計画」の策定に取り組んでいくことになります。このような地域の動きに寄り添い、伴走していくことが行政の今後の重要な役割と考えます。宍粟市においては、本庁・市民局まちづくり推進課がそれぞれ所管する地域での協議に関わりながら、協議の進行状況に合わせた人的支援、財政的支援を行っていきます。

また、地域運営組織の設置に向けた協議はこれから本格的に進んでいくことになることから、各地区で議論が進み、組織が形成されていくうえで必要に応じて支援の内容もバージョンアップしていきます。

所管としては、本庁まちづくり推進課が総合担当並びに山崎町域の窓口として、各市民局まちづくり推進課が各所管町域の窓口として、それぞれ連携し、活動の推進、支援に当たります（図表 11）。

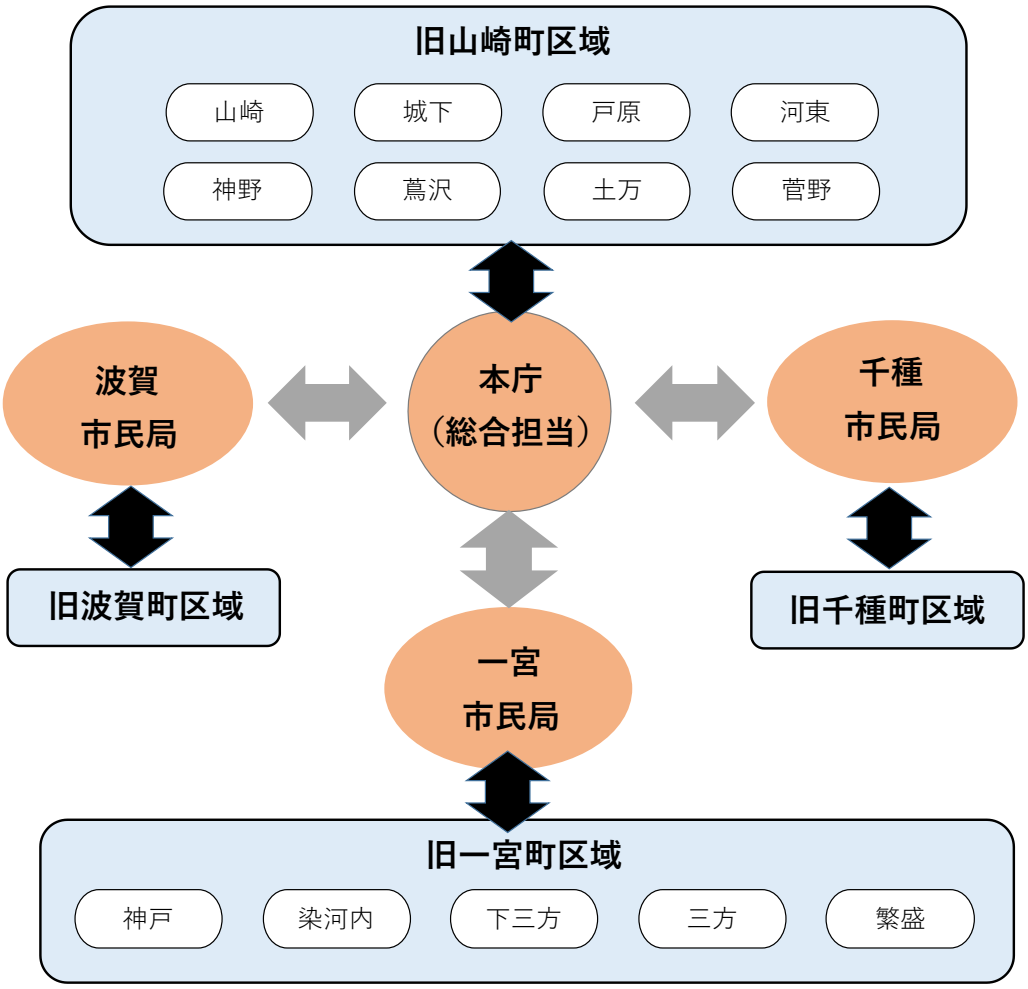

図表 11　各地域と本庁・市民局の関係

（２）全市的な機運の醸成

参画と協働による持続可能な地域運営の仕組を構築していくためには、自治基本条例の目的である「市民の参画と協働による市民自治の実現を通じたまちづくり」をめざして、市民も行政も同じ方向を向き、市全体で機運を高めていくことが重要です。

そのために、講演会や広報により参画と協働についての市民意識の啓発に取り組むとともに、行政組織においては、新たな地域運営の仕組や行政との関係性等について部署間で共有し、職員の意識改革のための研修に取り組んでいきます。

（３）人的支援策

①　コミュニティ支援員

地域運営組織の運営や地域づくり活動を行うためには、地域住民の積極的な参加が大切です。そのためには参加しやすい環境をつくるなど組織の事務局的な役割やコーディネート役を担う人材が必要であり、専任で職務に当たるものとしてコミュニティ支援員（以下「支援員」）を配置します。支援員は、組織の立ち上げやステップアップをめざしていく段階で、地区から推薦いただき、市の承認を経て、市の会計年度任用職員として各地区に配置されます。

②　スキルアップと情報共有

国県やNPO法人等が開催する研修会やセミナーを活用し、支援員のスキルアップを図っていきます。また、今後各地区に支援員の配置を進めていくことから、必要に応じて支援員同士の情報交換の場を設けることとします。

③　地域再生アドバイザー

地域運営組織を作り上げていくには、自治会長会や任意のまちづくり組織などからさまざまな人が集まり、地域の課題や魅力について話し合いを重ねながら進めていく必要があります。そのためには、住民でも行政職員でもなく、第三者的立場から適切な助言を行うアドバイザーの役割が不可欠であると考えています。

そこで、県の地域再生アドバイザー制度を活用し、準備組織の立ち上げや話し合いの状況をみながら必要に応じて地域再生アドバイザーを派遣します。

（４）財政的支援策

①　協働のまちづくりトライやる交付金

地域運営組織の設置に向けた支援の１つとして、協働のまちづくりトライやる交付金制度があります。以下の区分ごとに上限15万円、最大で30万円の交付金が受けられます（図表12）。

図表12　協働のまちづくりトライやる交付金の補助内容

区分	補助対象経費
地区活動	コミュニティ活動の維持及び強化につながるイベント等に要する経費
地区組織設立・合意形成活動	地域の課題解決に向け、課題の整理や組織のあり方の検討、活動計画等についての話し合いやそれらに向けた学習会・先進地視察に要する経費

②　コミュニティ支援員活動費

支援員が配置されると、地域での活動に必要な経費として１地区あたり最大120万円の活動費を使うことができます。活動費は、地区の合意形成活動、地区における状況把握や課題の抽出、地区の維持や活性化などに要する経費に充てられます。

③　一括交付金（仮）

地域運営組織がさまざまな活動を続けていくためには、事務費や活動費など一定の財源が必要になります。

これまで、市の各部局が個別に交付してきた補助金等を精査し、一定の集約をしながら一括交付金として地域運営組織に交付することを検討しています。

一括交付金は、準備組織の立ち上げから、地域課題の整理や組織のあり方の検討、地域住民の話し合いによる「まちづくり計画」の策定といった段階的なステップを経て交付されるもので、地域運営組織の人件費や活動費に充てるなど、地域の課題や特性に応じて柔軟に活用できるよう制度設計をしていきます。いずれにしても事業計画を定め、地域住民に対してしっかりと使途や目的を明確にし、会計や運営を透明化することが基本になると考えます。

④　拠点施設整備

活動にあたっては、事務局機能を担う支援員が常駐し、地域住民が立ち寄ることができる拠点施設が必要と考えます。先行して取組が進む繁盛地区ではゲストハウス繁盛校が、千種地区ではええとこセンターが拠点として使われています。基本的には地域の遊休施設等から、活用可能な施設を選定いただき、必要に応じて国県の助成制度を活用した整備を行うこととします。

（５）取組のステップアップイメージと支援制度

地域運営組織の設置には、地区におけるコミュニティ意識の醸成から始まり、勉強会や準備会を立上げた後、組織づくりや計画策定に取組み、具体的な活動の実践へと進んでいく流れを想定しています。それぞれの段階で想定される取組内容とそれに応じた支援制度は次の表のとおりです（図表13）。

<table>
<tr><td>ステップ</td><td>コミュニティ意識の醸成</td><td>組織づくりに向けた準備</td><td>課題把握と計画づくり</td><td>計画の実行見直し</td></tr>
<tr><td>活動内容</td><td>・地区イベント
・出前講座</td><td>・勉強会
・先進地視察研修
・準備会立上</td><td>・組織形成
・具体的活動の検討</td><td>・地域課題解決に向けた取組の実践</td></tr>
<tr><td rowspan="4">支援制度</td><td>協働のまちづくりトライやる交付金</td><td>協働のまちづくりトライやる交付金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>コミュニティ支援員の配置</td><td>コミュニティ支援員の配置（追加配置）</td><td>コミュニティ支援員の配置（追加配置）</td></tr>
<tr><td></td><td>コミュニティ支援員活動費</td><td>コミュニティ支援員活動費</td><td rowspan="2">一括交付金（仮）</td></tr>
<tr><td colspan="4">地域再生アドバイザー派遣　※必要なタイミングでスポット的に支援</td></tr>
</table>

図表13　取組のステップアップイメージに合わせた支援制度

（６）各種団体等との連携・調整

地域運営組織の設置を進めていくことは、自治会を中心としたこれまでの地域のあり方を見直すことにもつながってきます。宍粟市では、さまざまな分野の団体で、自治会単位、旧小学校区単位、旧町単位というように、階層的に活動が展開されていることが多く、地域運営組織の設置を検討していくにあたっては、各種団体と連携を図り、組織のあり方や活動内容を調整しながら進めていく必要があります。

図表７のとおり、地域の各種団体が地域運営組織に参画し連携することで、効果的、効率的に多様化する課題の解決にあたることが期待されます。社会福祉協議会や老人クラブなど、各種団体と共に協議をしながら進めていくことでより大きな効果が期待できるとともに、組織のスリム化も図ることができると考えます。

令和４年度　宍粟市参画と協働のまちづくり指針策定委員会名簿

（敬称略）

委員長　　作野　広和（島根大学教育学部教授）

副委員長　野村　和男（宍粟市連合自治会会長）

委　員　　柏木　登起（NPO法人シミンズシーズ代表理事・地域再生アドバイザー）

木村　栄治（宍粟市連合自治会理事）

小林　晋八（宍粟市連合自治会副会長）

田住　　学（宍粟市連合自治会副会長）

田中　祥仁（宍粟市社会福祉協議会　生活支援コーディネーター）

猪尾　公子（宍粟市社会福祉協議会　生活支援コーディネーター）

加治　瑞穂（宍粟市コミュニティ支援員：千種地区）

太田　　卓（宍粟市コミュニティ支援員：繁盛地区）

令和４年度　宍粟市参画と協働のまちづくり指針策定経過

	開催日	場　所
第１回策定委員会	令和４年７月15日（金）	宍粟市役所
第２回策定委員会	令和４年８月23日（火）	千種市民局
第３回策定委員会	令和４年９月22日（木）	一宮市民局
第４回策定委員会	令和４年10月12日（水）	波賀市民局
第５回策定委員会	令和５年１月13日（金）	宍粟防災センター

【付　属　資　料】

１　宍粟市自治基本条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　宍粟市内15地区の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

３　市・町・地区連合自治会比較表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

４　宍粟市連合自治会組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

５　宍粟市各生涯学習推進協議会比較表　・・・・・・・・・・・・・・・・・15

６　市全体・地区別人口ピラミッド　・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

宍粟市自治基本条例

平成23年３月11日条例第４号

改正　平成28年３月14日条例第19号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　まちづくりの担い手
　第１節　市民の権利と責務（第６条・第７条）
　第２節　市議会の権限と責任（第８条・第９条）
　第３節　市の執行機関の権限と責任（第10条―第12条）
第３章　まちづくりの仕組み
　第１節　情報共有の仕組み（第13条―第15条）
　第２節　参画と協働の仕組み（第16条―第21条）
　第３節　市民活動（第22条・第23条）
第４章　市政運営（第24条―第33条）
第５章　広域的な連携と交流（第34条・第35条）
第６章　条例の検証と見直し（第36条）
附則

宍粟市は兵庫県で２番目に広い面積を有し、県内最高峰の氷ノ山をはじめ宍粟50名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれ、その美しい姿は私たちの心の安らぎとなっています。

古くは「播磨国風土記」に歴史はさかのぼり、以後、先人たちによって築き上げられてきた伝統と文化は守り伝えていかなければなりません。

一方、市を取りまく情勢の変化に伴い、これからのまちづくりには市民主体の考え方がより強く求められています。そこで大切なのは、私たち市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、市民同士が支え合い、助け合ってまちづくりを担うことです。

現在、そして未来にわたり、希望と笑顔に満ちあふれる宍粟市のまちづくりを進めていくにあたり、その最高規範としてここに「宍粟市自治基本条例」を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、まちづくりの主体である市民の権利と責務並びにその市民の信託に基づく市議会及び市の執行機関の権限と責任を明らかにすることにより、市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の用語はそれぞれに定めるところによる。

（１）　市　基礎自治体としての宍粟市をいう。

（２）　市民　次に掲げるものをいう。

ア　市内に居住する者

イ　市内で働く者

ウ　市内で学ぶ者

エ　市内において事業を営む者又は団体

オ　市内においてまちづくりに関する活動を行う者又は団体

（３）　市議会　市民の代表である議員により構成される市の意思決定機関をいう。

（４）　市の執行機関　市の行政事務を管理執行する機関として、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

（５）　まちづくり　市民、市議会及び市の執行機関が、宍粟市を住みよいまちにするために活動することをいう。

（６）　参画　市民がまちづくりに関する重要な決定に主体的に関わることをいう。

（７）　協働　市民が相互に協力してまちづくりに取り組むことをいう。

（条例の位置づけ）

第３条　この条例は、市の最高規範であり、市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を誠実に遵守しなければならない。

２　市民、市議会及び市の執行機関は、他の条例、規則等の制定又は改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、この条例との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第４条　市民、市議会及び市の執行機関は、次の基本理念に基づいて、まちづくりを進めるものとする。

（１）　市民主権　市民の主権に基づいてまちづくりを進めること。

（２）　人権の尊重　市民一人ひとりの人権を尊重してまちづくりを進めること。

（３）　助け合いと支え合い　助け合い支え合う人と人、人と地域とのつながりを大切にしてまちづくりを進めること。

（４）　安全と安心　災害等に強くいつまでも快適に住み続けることができるように安全と安心を重視してまちづくりを進めること。

（５）　地域特性の尊重　地域の歴史や文化を尊重してまちづくりを進めること。

（６）　自然環境の保全と活用　豊かな自然を大切にするとともに、資源として活用してまちづくりを進めること。

（基本原則）

第５条　市民、市議会及び市の執行機関は、次の基本原則に基づいて、まちづくりを進めるものとする。

（１）　市民主体の原則　市民一人ひとりが考え行動することをまちづくりの基本とすること。

（２）　情報共有の原則　市民、市議会及び市の執行機関が、まちづくりに関する情報を共有すること。

（３）　市民参画の原則　市民が重要な決定に主体的に関わることにより、まちづくりに市民の意思を反映すること。

（４）　市民協働の原則　市民が相互に協力してまちづくりに取り組み、市議会及び市の執行機関はそれぞれの権限を行使し、市民の意思を実現する責任を負うこと。

第２章　まちづくりの担い手

第１節　市民の権利と責務

（市民の権利）

第６条　市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに関する情報を知り、参画し協働する権利を有する。

２　市民は、参画し協働しないことにより不利益を受けるものではない。

３　市民は、公共サービスを等しく受ける権利を有する。

（市民の責務）

第７条　市民は、まちづくりに関心を持ち、積極的に参画し協働するよう努めるものとする。

２　市民は、相互に尊重し合い、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

３　市民は、公共サービスを受けるにあたり、応分の負担に応じるものとする。

第２節　市議会の権限と責任

（市議会の権限）

第８条　市議会は、市民の信託を受けた市の意思決定機関として、市政の重要事項について議決する権限及び市政運営を監視し、けん制する権限を有する。

（市議会の責任）

第９条　市議会は、市民の代表として、市民の意思の把握に努め、政策の提言に努めなければならない。

２　市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

３　市議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第３節　市の執行機関の権限と責任

（市長の権限）

第10条　市長は、市民の信託を受けた市の代表として、市政運営を統轄する。

２　市長は、市の事務を管理し、これを執行する。

３　市長は、その補助機関である職員を任免し、指揮監督する。

（市長の責任）

第11条　市長は、市民の信託に応え、市の代表としてこの条例を誠実に遵守し、公正な市政運営を行わなければならない。

２　市長は、リーダーシップを発揮した効率的で効果的な組織運営を行わなければならない。

（市の職員の責任）

第12条　市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

２　市の職員は、効率的な職務の遂行に必要な知識と技能の向上のため自己研さんに努めなければならない。

第３章　まちづくりの仕組み

第１節　情報共有の仕組み

（市政情報の管理）

第13条　市議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、整理保存しなければならない。

２　市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障するため、まちづくりに関する情報を適切な方法で、積極的に、わかりやすく市民に提供及び公開しなければならない。

３　市民は、市議会及び市の執行機関に対して、公文書（市議会及び市の執行機関が保有する文書をいう。）の開示を請求することができる。

４　公文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。

（個人情報の保護）

第14条　市議会及び市の執行機関は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

２　個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。

（市民間の情報の共有）

第15条　市民は、個人情報の保護に配慮し、相互の信頼関係に基づいた情報の交換を行い、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。

第２節　参画と協働の仕組み

（市民参画の推進）

第16条　市議会及び市の執行機関は、市民の参画を推進するため、政策等の立案、実施、評価及び改善の過程において、多様な制度と機会を設けなければならない。

（計画策定への参画）

第17条　市の執行機関は、総合計画をはじめ重要な計画の策定にあたっては、市民の意思を反映するため、市民が参画する機会を保障しなければならない。

（パブリックコメント）

第18条　市の執行機関は、重要な政策及び計画の策定にあたっては、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるとともに、提出された意見に対する市の執行機関の考え方を公表しなければならない。

２　パブリックコメントに関し必要な事項は、別に定める。

（附属機関等）

第19条　市の執行機関は、条例等に基づいて設けられる審議会、審査会及び委員会等（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、その全部又は一部を公募によらなければならない。ただし、何らかの理由により公募を行わないときは、公募しない理由を明らかにしなければならない。

２　市の執行機関は、附属機関等の委員を選任するにあたり、性別及び地域別の割合、他の附属機関等との重複等を考慮しなければならない。

３　附属機関等の会議は、公開を原則とする。

４　附属機関等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（住民投票）

第20条　市内に住所を有する市民は、まちづくりに関する重要事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

２　市長は、まちづくりに関する重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

３　市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

４　住民投票に関し必要な事項は、別に定める。

（まちづくりを推進する団体）

第21条　市民、市議会及び市の執行機関は、地域の特性を活かした自律的なまちづくりを進めるため、一定の地域ごとにまちづくりを推進する団体を創出する。

２　市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりを推進する団体の活動の促進に努めるものとする。

３　まちづくりを推進する団体に関し必要な事項は、別に定める。

第３節　市民活動

（市民公益活動）

第22条　市民は、まちづくりに貢献するために市民が自主的に行う活動（以下「市民公益活動」という。）の意義を理解し、協力又は支援に努めるものとする。

２　市議会及び市の執行機関は、市民の自主性を尊重した上で、市民公益活動を促進するために必要な支援を行わなければならない。

（地域活動）

第23条　市民、市議会及び市の執行機関は、地域の歴史や文化、人と人とのつながり及び助け合いの精神に支えられた地域活動を尊重しなければならない。

２　市民は、地域の一員として、地域活動に参加するよう努めるものとする。

３　市議会及び市の執行機関は、地域の実情に配慮した上で、地域活動を促進するために必要な支援を行わなければならない。

第４章　市政運営

（総合計画）

第24条　市民、市議会及び市の執行機関は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるため、市の

目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現する政策を定める基本計画（以下「総合計画」という。）を策定する。

２　総合計画は、市における最上位の計画であり、市の執行機関が行う政策は、緊急を要するもののほかは、この計画に基づかなければならない。また、市の執行機関が各分野の基本となる計画を策定するときは、総合計画との関係を明らかにしなければならない。

３　総合計画は、市民参画のもと、その案が作成され、議会の議決を経て策定されなければならない。

４　市の執行機関は、総合計画に基づく事業の進行を管理するとともに、事業の進捗状況を市民及び市議会に公表しなければならない。

５　総合計画の策定、変更及び事業の進行管理に関し必要な事項は、別に定める。

（行政評価）

第25条　市の執行機関は、市民参画のもと、政策の成果について評価を行い、その結果を政策の改善に反映させるとともに、市民及び市議会に公表しなければならない。

（財政運営）

第26条　市の執行機関は、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努め、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。

２　市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果に基づいて予算の編成及び執行を行わなければならない。

３　市の執行機関は、予算、決算、その他市の財政状況に関する情報を、市民及び市議会に公表しなければならない。

（監査）

第27条　市民は、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する権利を有する。

２　監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査又は市の事務の執行の監査をするにあたり、適法性や妥当性に加えて、効率性の観点から行わなければならない。

３　監査委員は、監査の実施後、市民、市議会及び市の執行機関に対して、その結果を速やかに報告及び公表しなければならない。

（説明責任）

第28条　市議会及び市の執行機関は、公正で開かれた市政の推進のため、政策の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続きを市民に説明しなければならない。

（政策法務）

第29条　市議会及び市の執行機関は、法令等の自主的かつ適切な解釈及び運用のもと、関係法令等との整合を図りながら、まちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に努めなければならない。

２　市議会及び市の執行機関は、まちづくりに関する条例の制定及び改廃について、市民が参画する機会を保障しなければならない。

（市民提案）

第30条　市の執行機関は、市政に関する市民の提案に対して迅速かつ誠実に対応し、提案者にその結果を速やかに回答しなければならない。

２　市の執行機関は、市民提案及びそれに対する回答を公表しなければならない。

（行政手続）

第31条　市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市の執行機関への申請に対する処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続きを明らかにし、透明で公正な行政手続の確保を図らなければならない。

２　行政手続に関し必要な事項は、別に定める。

（コンプライアンスの確保）

第32条　市議会及び市の執行機関は、コンプライアンス（法令を誠実に遵守し、かつ、倫理を保持することをいう。）を確保し、適法かつ公正な市政運営を行わなければならない。

２　市の執行機関は、公益通報（市政の適法かつ公正な運営を確保するために、市政運営上の違法行為について市の職員から行われる通報及び相談をいう。）を受け入れる体制を整備し、通報者が通報により不利益を受けないよう通報者を保護するとともに、適切な措置を講じなければならない。

３　市の執行機関は、市の事業に対するあらゆる不当要求行為等に対し、組織的な取組みを行うことにより、市民と市の職員の安全及び公務の円滑かつ適正な執行を確保しなければならない。

４　コンプライアンスの確保に関し必要な事項は、別に定める。

（危機管理）

第33条　市民、市議会及び市の執行機関は、市民の生命、財産、暮らしの安全を守るため、過去の災害等の教訓を活かし、自助、共助、公助に基づき、災害等に強いまちづくりに取り組むものとする。

２　市民は、日頃から防災及び減災の意識を持つように努めるとともに、災害等の発生時に相互に協力して対処するため自主防災組織の結成と強化に努めるものとする。

３　市議会及び市の執行機関は、市民による自主防災組織の結成と強化を支援しなければならない。

４　市議会及び市の執行機関は、災害等の発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、地域防災計画に基づく危機管理体制の確立を図らなければならない。

５　市の執行機関は、災害等の発生時に、市民、関係機関、国、他の自治体との連携及び協力により、速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない。

第５章　広域的な連携と交流

（人と人との交流）

第34条　市民、市議会及び市の執行機関は、様々な活動や交流を通じて、市外の人々や他の国々

の人々の経験及び知恵をまちづくりに活かすよう努めるものとする。

（他の自治体及び国との連携）

第35条　市民、市議会及び市の執行機関は、市の課題又は市を含む広域的課題を解決するため、他の自治体及び国と相互に連携又は協力するよう努めるものとする。

第６章　条例の検証と見直し

（条例の検証及び見直し）

第36条　市民、市議会及び市の執行機関は、５年を超えない期間ごとにこの条例を検証し、必要な見直しを行うものとする。検証及び見直しは、市民参画のもとで行い、市議会及び市の執行機関は、その結果を尊重し、適切な措置を講じなければならない。

２　この条例の検証及び見直しに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、平成23年４月１日から施行する。ただし、第20条の規定については、別に条例で定める日から施行する。（平成30年９月条例第32号で、同30年10月１日から施行）

附　則（平成28年３月14日条例第19号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（宍粟市まちづくり協議会条例の廃止）

２　宍粟市まちづくり協議会条例（平成22年宍粟市条例第２号）は、廃止する。

宍粟市内15地区の現状

R５.１現在

1　人口・世帯数等

地区名	自治会数	世帯数			人口	高齢化率	面積	旧町域
			最小	最大				
山崎	28	2,792	15	270	6,248	32.1	3.50	旧山崎町
城下	13	1,817	52	324	4,390	28.8	11.01	
戸原	3	443	103	185	1,067	38.8	8.03	
河東	11	1,291	67	217	3,396	28.0	20.59	
神野	9	959	20	252	2,396	36.0	32.07	
蔦沢	12	937	11	154	2,168	42.1	52.88	
土万	4	337	60	102	718	54.9	25.11	
菅野	5	774	69	272	1,797	38.7	25.65	
神戸	12	1,331	40	231	3,355	37.5	30.06	旧一宮町
染河内	7	432	41	98	1,155	39.1	27.35	
下三方	6	418	11	177	1,038	42.6	31.68	
三方	6	424	13	122	1,051	43.6	62.74	
繁盛	8	291	8	86	718	45.7	62.11	
波賀	19	1,317	4	244	3,148	43.8	161.10	旧波賀町
千種	13	1,119	30	199	2,563	46.2	104.45	旧千種町
計	156	14,682			35,208	37.3	658.33	

2　公共施設等

地区名	小学校	中学校	幼・保・こども園	病院	図書館	大型スーパー	タクシー事業者	社協
山崎	山崎小	山崎西中	5	6	1	2	1	山崎支部
城下	城下小	山崎南中	4	7		3		
戸原	戸原小		1					
河東	河東小	山崎東中	1					
神野	神野小			2		1		
蔦沢	蔦沢小		1	1				
土万	山崎西小	山崎西中						
菅野			1	1				
神戸	はりま一宮小	一宮南中	2	2	1	1	1	本部・一宮支部
染河内								
下三方	一宮北小	一宮北中						
三方			1	1				
繁盛								
波賀	波賀小	波賀中	2	2	1		1	波賀支部
千種	千種小	千種中	1	1	1			千種支部

3　H23～R3における人口動向等

地区名	人口		増減	増減割合	生産年齢人口		65歳以上人口	
	H23	R3			H23	R3	H23	R3
山崎	7,247	6,440	-807	88.9%	4,297	3,643	1,767	2,028
城下	4,440	4,401	-39	99.1%	2,841	2,530	951	1,252
戸原	1,381	1,120	-261	81.1%	806	584	383	432
河東	3,560	3,438	-122	96.6%	2,233	1,911	746	949
神野	2,809	2,398	-411	85.4%	1,738	1,283	650	852
蔦沢	2,623	2,226	-397	84.9%	1,542	1,113	756	906
土万	988	757	-231	76.6%	570	320	349	402
菅野	2,252	1,843	-409	81.8%	1,407	979	562	691
神戸	4,156	3,461	-695	83.3%	2,510	1,835	1,117	1,258
染河内	1,479	1,201	-278	81.2%	914	627	412	455
下三方	1,398	1,089	-309	77.9%	822	531	427	452
三方	1,473	1,110	-363	75.4%	845	565	439	446
繁盛	1,024	758	-266	74.0%	553	366	351	343
波賀	4,290	3,336	-954	77.8%	2,410	1,668	1,362	1,401
千種	3,491	2,685	-806	76.9%	1,964	1,310	1,171	1,181

4　各地区の活動状況や特徴

地区名	
山崎	15地区の中では最も面積が小さく、人口が多い地区。空き店舗が増加する商店街に活気を取り戻すための取組が進み、古民家等を改修したレストランやバーなどがオープン。
城下	直近の10年でも人口はほぼ変わらず（1%程度の減）、小学校児童数もほぼ同数で推移。医療モール、スーパー、ホームセンターといった施設がある。地区自治会が主体となり、地区のふれあい祭りを実施。
戸原	たつの市に面する宍粟市の最も南に位置する地区。生推協が主体となり、ふれあい祭りや各世代の交流事業等を実施。
河東	直近の10年では全体人口は若干減少するものの、小学校の児童数53人（約20%）増加、40歳代人口が60人（約15%）増加している地区。地区生推協が主体となり、地区の盆踊り、球技大会を実施。
神野	平成25年に地区自治会とは別にまちづくり組織が立ち上がり、元気作りや歴史探訪などの活動をされていたが、令和元年で解散。

蔦沢	旧山崎町の中では最も面積が広い地区で、地区自治会・地区生推協等による実行委員会で地区のふれあい祭りを実施。蔦沢地区では２つの小学校があったが、R4.3に都多小と伊水小が統合し、蔦沢小１校に。
土万	旧山崎町の中では最も高齢化率が高い地区。地区自治会で土万ふれあいの館を運営され、野菜やわさび寿司の販売の他、地区のふれあい祭りも実施。H26.3に土万小が閉校し、菅野地区の山崎西小に統合。
菅野	地区生推協が主体となり、地区のふれあい祭り、学習発表会、運動会を実施。同じ小学校区である土万地区と交流事業を実施。
神戸	R2に行政支所、保健センター、図書館等の機能を一体化した市民局が整備。北部３町で唯一大型スーパーが残る他、JA、金融機関、ホームセンターなどがあり、旧一宮町の中心的エリア。直近10年間の人口減少率は旧一宮町では最も小さい。
染河内	R3.4から地区自治会で地域おこし協力隊を受入れ、閉園となった幼稚園を改修し、R4.7に地域のコミュニティスペースとしてオープン。染河内小はH30.3に閉校となり神戸地区のはりま一宮小と統合。
下三方	H28.3に下三方小が閉校となり、一宮北小に統合。H19～23までの間、県民交流広場事業により地区を単位とした組織による活動があった。
三方	公的施設として三方町出張所や家原遺跡公園、まほろばの湯、小中学校、JA・郵便局などがあり、旧一宮町北部の中心的エリア。三方地区地域活性化委員会が主体となり、フェスタや朝市を開催。
繁盛	H28.3に繁盛小学校が閉校となり、一宮北小に統合。これをきっかけに地域創生の取組を開始、H28に有志による繁盛地区まちづくり協議会More繁盛を結成。現在、旧小学校を改修し、ゲストハウス・地域のコミュニティ拠点として活用。R3.11から繁盛地区自治会長会で、自治会運営のあり方や役職等の見直しについて議論を開始し、R5.1に住民アンケートを実施。
波賀	H27.3に野原小、道谷小が閉校となり波賀小１校に。H28.3に波賀元気づくりネットワークが組織され、運動会や軽トラ市、森林鉄道復活などに取り組まれている。H30.3に地区唯一のスーパーが閉店したことを受け有志により購買店整備委員会が組織され、R2.11に地域が運営する購買店「にこにこマート」がオープン。
千種	H23.3に千種東小、H24.3に千種北小が閉校となり千種小１校に。H26に千種まちづくり推進委員会が組織され、コミュニティ支援員2名体制でアドバイザーの指導のもと、R3.1に住民アンケートを実施。R3.11にアンケート報告会・意見交換会、R4.3には意見交換会の場を「ちくさええとこ未来会議」と称し初会合。R4.11に第２回「ちくさええとこ未来会議」を実施。現在、今後の組織づくりやまちづくりビジョンについて協議を継続中。

市・町・地区連合自治会比較表

圏域	組織名	構成員	役員	任期	目的・役割	会議	活動	事務局
市圏域	宍粟市連合自治会	山崎町：地区自治会会長8人 一宮町：町連合理事5人 波賀町：町連合会長・副会長2人 千種町：町連合会長・副会長2人	会長（1人）、副会長（3人）、理事（11人）、監事（2人）	１年	宍粟市内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：年１回 役員会：年３回 上部団体会議等：年５回程度 ※基本、会長のみ	研修会：年１回	市民生活部 まちづくり推進課
町圏域	山崎町連合自治会	各地区自治会の正副会長18人（山崎4人、城下2人、戸原2人、河東2人、神野2人、蔦沢2人、土万2人、菅野2人）	会長（1人）、副会長（2人）	１年	山崎町内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 役員会：年１回	特になし	市民生活部 まちづくり推進課
町圏域	一宮町連合自治会	一宮町域５地区の会長5人	会長（1人）、副会長（1人）、理事（3人）	１年	一宮町内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：年１回 理事会：年７回 ふるさとまつり実行委員会：年４回	いちのみやふるさとまつり：年１回	一宮市民局 まちづくり推進課
町圏域	波賀町連合自治会	波賀町域の単位自治会長19人	会長（1人）、副会長（1人）、理事（5人）	１年	波賀町内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：基本年６回(偶数月)	研修会：年１回	波賀市民局 まちづくり推進課
町圏域	千種町連合自治会	千種町域の単位自治会長13人	会長（1人）、副会長（1人）	１年	千種町内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：基本年６回(偶数月)	研修会：年１回 千種ふれあいフェスタ：年１回	千種市民局 まちづくり推進課
地区圏域	山崎地区自治会	単位自治会長28人	会長（1人）、副会長（4人）、生推協担当（10人）、総務委員（8人）、防災環境委員（8人）、福祉委員（8人）、監事（3人）※兼任あり、女性部長（27人）	1年	山崎地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：年１回 定例会：特になし。各委員会ごとに年２、３回	研修会：年２回	地元市役所職員 2人
地区圏域	城下地区自治会	単位自治会長13人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）、監事（2人）	1年	城下地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：年３、４回	研修会：年１回 城下ふれあいフェスタ	JA兵庫西農協（城下）
地区圏域	戸原地区自治会	単位自治会長3人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）	1年	戸原地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：年４、５回	※生推協事業としてふれあい祭り	地区内自治会長1人（会計）
地区圏域	河東地区自治会	単位自治会長11人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）、ふれあい部会（3人）、環境部会（3人）、人権部会（3人）、監事（1人）	1年	河東地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：年１回 定例会：４月と年２、３回	研修会：年１回 河東ふれあい盆踊り 河東ふれあい運動会 河東オリンピック	地区内自治会長1人（会計）
地区圏域	神野地区自治会	単位自治会長9人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）、監事（2人）	1年	神野地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：年５、６回	研修会：２年に１回 自治会	JA兵庫西農協（山崎）

市・町・地区連合自治会比較表

圏域	組織名	構成員	役員	任期	目的・役割	会議	活動	事務局
地区圏域	蔦沢地区自治会	単位自治会長12人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）、山林委員（2人）、監事（2人）	1年	蔦沢地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：年４、５回	研修会：２年に１回 伊沢の里ふれあい文化祭	地区内自治会長1人（会計）
地区圏域	土万地区自治会	単位自治会長4人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）	1年	土万地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：毎月１回	ふれあい農業文化祭 土万ふれあいの館運営（指定管理）	地区内自治会長1人（会計）
地区圏域	菅野地区自治会	単位自治会長5人	会長（1人）、副会長（1人）、生推協会長（1人）、監事・西中学校担当（1人）、西小学校担当（1人）	1年	菅野地区内各自治会長間の連絡調整、地区事業の企画・実施、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 定例会：年４、５回	研修会：年１回	地区内自治会長1人（会計）
地区圏域	神戸地区 連合自治会	単位自治会長12人	会長（1人）、副会長（2人）、学校評議員（1人）生涯学習推進協議会支部長(1人）、生涯学習推進協議会庶務担当(1人）	1年	神戸地区内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 役員改選：4/1 定例会：4月及び奇数月の13日頃	研修会：年１回	地元市役所職員 1人
地区圏域	染河内地区 連合自治会	単位自治会長7人	会長（1人）、副会長（1人）、監事（2人）	1年	染河内地区内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 役員改選：4/1 定例会：毎月原則14日	研修会：年１回	地元市役所職員 1人
地区圏域	下三方地区 連合自治会	単位自治会長6人	会長（1人）、副会長（1人） スポーツクラブ21下三方　会長（1人）、副会長（１人）、常任委員（4人） 生涯学習推進協議会下三方支部運営委員会会長（1人）、委員（５人）	1年	下三方地区内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 役員改選：4/1 定例会：毎月１回。ただし、連絡事項がない場合は開催しない。	研修会：年１回	地元市役所職員 1人
地区圏域	三方地区 連合自治会	単位自治会長6人	会長（1人）、副会長（1人）、監事（1人）	1年	三方地区内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 役員改選：4/1 定例会：毎月原則15日	研修会：年１回	地元市役所職員 1人
地区圏域	繁盛地区 連合自治会	単位自治会長8人	会長（1人）、副会長（1人）、生涯学習委員（1人）、福祉委員（1人）、スポーツ21はんせ（1人）、青少年健全育成（1人）、環境保全（1人）、まちづくり推進協議会・公共交通（1人）	1年	繁盛地区内各自治会長間の連絡調整、行政施策に係る協議、行政情報の伝達	総会：なし 役員改選：4/1 定例会：毎月原則15日	研修会：年１回	地元市役所職員 1人

宍粟市連合自治会組織図

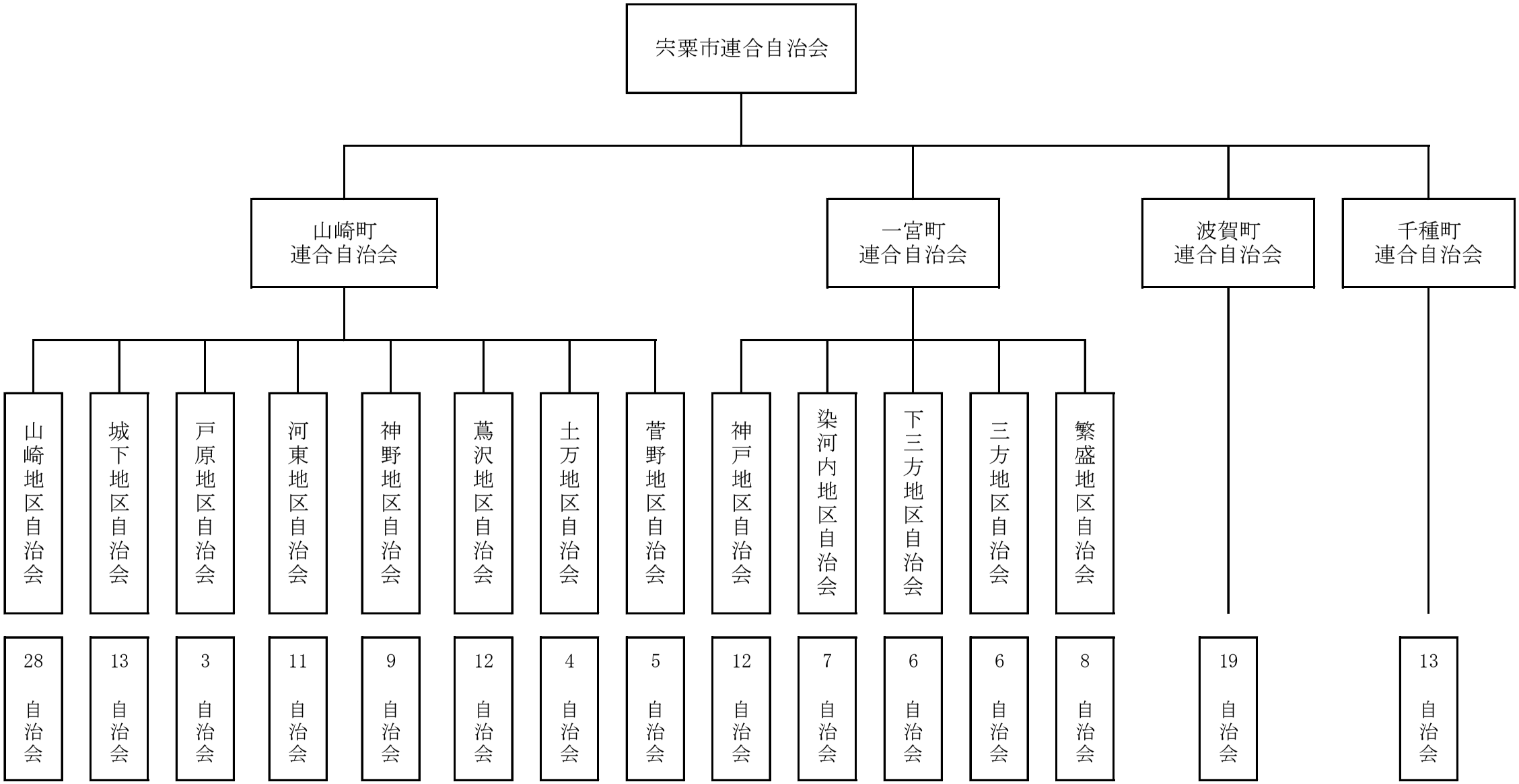

宍粟市　各生涯学習推進協議会　比較表

令和4年度6月末

町	山崎町	一宮町	波賀町	千種町	町
内容	8生推協 旧小学校区ごと 山崎・城下・戸原・河東・神野・蔦沢・土万・菅野	1生推協 5支部	1生推協	1生推協	内容
人口	22,377人	7,406人	3,193人	2,609人	人口
自治会数	85	39	19	13	自治会数
世帯数	9,392	2,886	1,322	1,126	世帯数
会長	自治会長が兼務 （地区会長とは別）	一宮町連合自治会長	波賀町連合自治会長	千種町連合自治会長	会長
活動方針	住民・行政の参画と協働による自主創造のまちづくり （1）差別のない人権尊重のまちづくり （2）地域住民のふれあいを大切にするまちづくり （3）人と人、人と自然にやさしいまちづくり	学びでつくる　真に豊かな　人づくり　まちづくり （1）人を尊び、善意と愛情の満ちた住みよいまちをつくります （2）健康で働くことを喜び、豊かな暮らしを築きます （3）教養を深め知性を磨き、文化の向上に努めます （4）先輩を敬い、青少年の夢と希望を育てます （5）恵まれた自然とよき伝統を守り、郷土の発展に尽くします	心豊かな人づくり　ともに生きる地域づくり （1）人権尊重を基盤とした生涯学習活動を通じた地域づくり 学習会（ふれあい活動と人権学習）の推進 （2）人権問題を身近な生活との関わりの中でとらえ、正しい 考えを暮らしに生かす実践 （3）一人一人の生き方を尊重し、互いに認め合う人権文化の創造	人権尊重の精神の生活化を図り、ともに生きるまちづくりの推進 （1）地域づくり学習の推進 （2）団体学習の充実 （3）高齢者を対象とした研修の充実 （4）学校園人権教育部会における教職員の研修の充実	活動方針
活動内容	（1）山崎生涯学習推進連絡協議会主催事業に参加 ・元気をもらおう講座①　リーダー研修会 ・元気をもらおう講座②　親子映画会 （2）各生推協での取組 ア　人権教育・啓発事業 イ　地域ふれあい行事 ウ　環境美化活動	（1）一宮生涯学習推進協議会の事業に参加 ・リーダー研修 ・人権映画会 ・生涯学習実践発表会 （2）自治会学習の取組 ・人権DVD活用人権学習（必須） ・まちづくりを中心に4分野の目標に 沿う活動を自治会単位で実施 ・ふれあい交流・伝統行事の実施 ・年度実践記録集の発刊（全自治会の実践を掲載） （3）支部研修の取組 ・5支部運営委員会(組織の確立) ・支部合同講演会（南北別研修）	（1）波賀生涯学習推進協議会主催事業に参加 ・リーダー研修会 ・ともに生きる地域づくり講演会 ・ともに生きる地域づくり実践発表会 （2）自治会での取組 ア　自治会毎にテーマを設定して、ふれあい活動1回以上 と人権学習1回以上を行う。 イ　年度末に実践発表会を開き、北部・南部1自治会ずつ ＋波人教が活動を発表する。 （3）他団体での取組 ア　老人クラブ イ　商工会 ウ　連合PTA エ　波人教	（1）千種生涯学習推進協議会主催事業に参加 ・は一とふるシネマ上映会 ・ヒューマンライツコンサート ・地域づくり学習実践発表会 （2）自治会での取組 ア　年間3回以上の学習会を実施 ・人権啓発ビデオ学習（必須） ・人権・教育、文化・教養、生活・環境、産業・経済 の分野から2つ以上の分野を選択して実施する。 イ　各自治会の取組と成果を共有する場として年１回 「地域づくり学習実践発表会」を開催する。	活動内容
事務局	小学校教頭 まちづくり推進課 （土万）	一宮市民局まちづくり推進課	波賀市民局まちづくり推進課	千種市民局まちづくり推進課	事務局
会員数	50～200	137	142	169	会員数
会員構成	次ページ参照 （組織構成表）				会員構成
補助金	3,360,000円	3,335,000円	580,000円	887,000円	補助金
事業費	488,000円	377,000円	245,000円	796,000円	事業費
総事業費	3,848,000円	3,712,000円	825,000円	1,683,000円	総事業費
その他	山崎生涯学習推進連絡協議会 山崎町8生推協で構成 正副会長は、地区生推協会長が輪番で担当 年2回開催 活動方針の決定・生推協間の情報交換 予算なし	5支部 旧小学校区で構成 支部長・庶務は自治会長が担当 支部活動費　あり			その他

町	山崎町								一宮町	波賀町	千種町	町
生推協名	山崎地区生涯学習推進協議会	城下地区生涯学習推進協議会	戸原地区生涯学習推進協議会	河東地区生涯学習推進協議会	神野地区生涯学習推進協議会	蔦沢地区生涯学習推進協議会	土万地区生涯学習推進協議会	菅野地区生涯学習推進協議会	一宮生涯学習推進協議会	波賀生涯学習推進協議会	千種生涯学習推進協議会	生推協名
会長	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	自治会長が兼務 地区会長とは別	一宮町連合自治会長	波賀町連合自治会長	千種町連合自治会長	会長
事務局	小学校教頭	小学校教頭	小学校教頭	小学校教頭	小学校教頭	小学校教頭	まちづくり推進課	小学校教頭	一宮市民局まちづくり推進課	波賀市民局まちづくり推進課	千種市民局まちづくり推進課	事務局
会員数	200	90	50	270	200	225	90	150	137	142	169	会員数
会員構成	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	自治会長	会員構成
			副自治会長		副自治会長	副自治会長	副自治会長					
	自治会女性部	自治会女性部	自治会女性部	女性部	女性会	女性会	自治会女性部	自治会女性部		自治会女性部長		
				隣保長	隣保長	隣保長	隣保長	推進委員				
	市議会議員			市議会議員				市議会議員	市議会議員代表	市議会議員		
	教育委員								教育委員代表	教育委員		
	社会教育委員								社会教育委員代表	社会教育委員	社会教育委員	
	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員	民生委員児童委員協議会長	民生委員児童委員	民生委員児童委員協議会長	
	人権擁護委員									人権擁護委員	人権擁護委員	
	保護司									保護司	行政相談委員	
	青少年育成委員	育成委員	育成委員	青少年育成委員	育成委員		育成委員			主任児童委員	育成委員会長	
	更生保護女性会								市民人権推進員	市民人権推進員	市民人権推進員	
	主任児童委員	主任児童委員										
		福祉委員	福祉委員	福祉委員	福祉委員	福祉委員			老人クラブ連合会長	老人クラブ連合会長・副会長	老人クラブ連合会長	
	老人クラブ	老人クラブ	老人クラブ	老人クラブ	老人クラブ	老人クラブ	老人クラブ	老人クラブ		消防団支団長・副支団長	消防団支団長	
	スポーツ推進員	体育推進員		スポーツ推進員	スポーツ推進員	体育委員			子ども会連絡協議会代表	子ども会連絡協議会会長・副会長	子ども会連絡協議会支部長	
			スポーツクラブ21		スポーツクラブ21	スポーツクラブ21	スポーツクラブ21	スポーツクラブ21	小中高学校長	保幼小中校園長	こども園小中高校園長	
	消防団	消防団	消防団	消防団	消防団	消防団	消防団	消防団	北中学校区PTA	保幼小中担当者	こども園小中高校園担当者	
			子ども会			子ども会		子ども会	南中学校区PTA	保幼小中PTA会長	町代表PTA会長	
				農会長		農会長	農会長	農会長				
	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	中学校	社会福祉協議会代表	社会福祉協議会代表	社会福祉協議会支部長	
	中学校PTA	中学校PTA	中学校PTA	中学校PTA	中学校PTA	中学校PTA	中学校PTA			身体障害者福祉協会支部長	身体障害者福祉協会支部長	
	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校	小学校		手をつなぐ育成会支部長		
	小学校PTA	137	小学校PTA	小学校PTA	小学校PTA	小学校PTA	小学校PTA	小学校PTA		婦人共励会支部長		
		幼稚園	こども園	幼稚園						老人福祉施設代表		
		幼稚園PTA	こども園保護者会	幼稚園PTA					商工会代表	金融機関代表	商工会理事	
	保育所	保育所							文化協会長	商工会代表	文化協会長	
	保育所PTA	保育所保護者会							森林組合代表	森林組合代表	農会長会代表	
	主任児童委員	主任児童委員							市民局長	市民局長	市民局長	
	市職員			市職員				市職員		市北部事務所長	保健福祉課長	
		支部長・庶務は自治会長が担当		交通安全協会		交通安全協会	交通安全協会			保健福祉課長	生涯学習事務所長	
				民生協力員	民生協力員	民生協力員				生涯学習事務所長	市民局副局長	
		いずみ会代表								診療所事務長	市民局副課長	
		給食ボランティア代表				生産森林組合						
		ふるさと学習講師						コスモス委員				
		コミュニティー会長	まちづくり委員	まちづくり推進委員	町づくり委員			まちづくり委員				
				人権学習委員	人権学習推進委員	人権学習推進委員		人権学習委員	自治会学習委員	自治会地域づくり学習推進委員	自治会学習推進委員	
		駐在所	駐在所				郵便局		JAハリマ組合長			
		JA城下支店	戸原ホットパトロール				地域づくりグループ					
補助金	495,000	395,000	345,000	395,000	395,000	395,000	345,000	395,000	3,335,000	580,000	887,000	補助金
事業費	488,000								377,000	245,000	796,000	事業費
総事業費	495,000	395,000	345,000	395,000	395,000	395,000	345,000	395,000	3,712,000	825,000	1,683,000	総事業費

宍粟市全体　人口ピラミッド

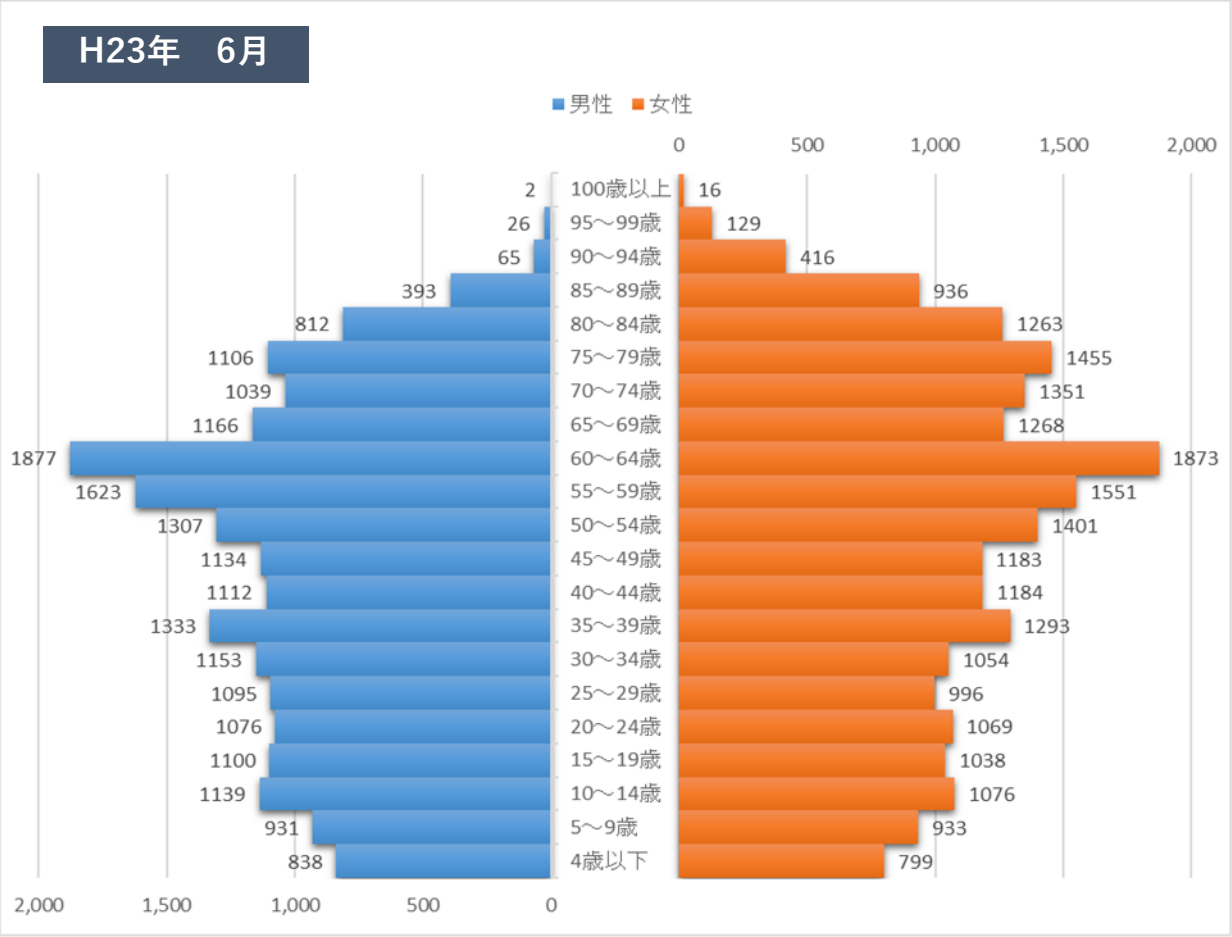

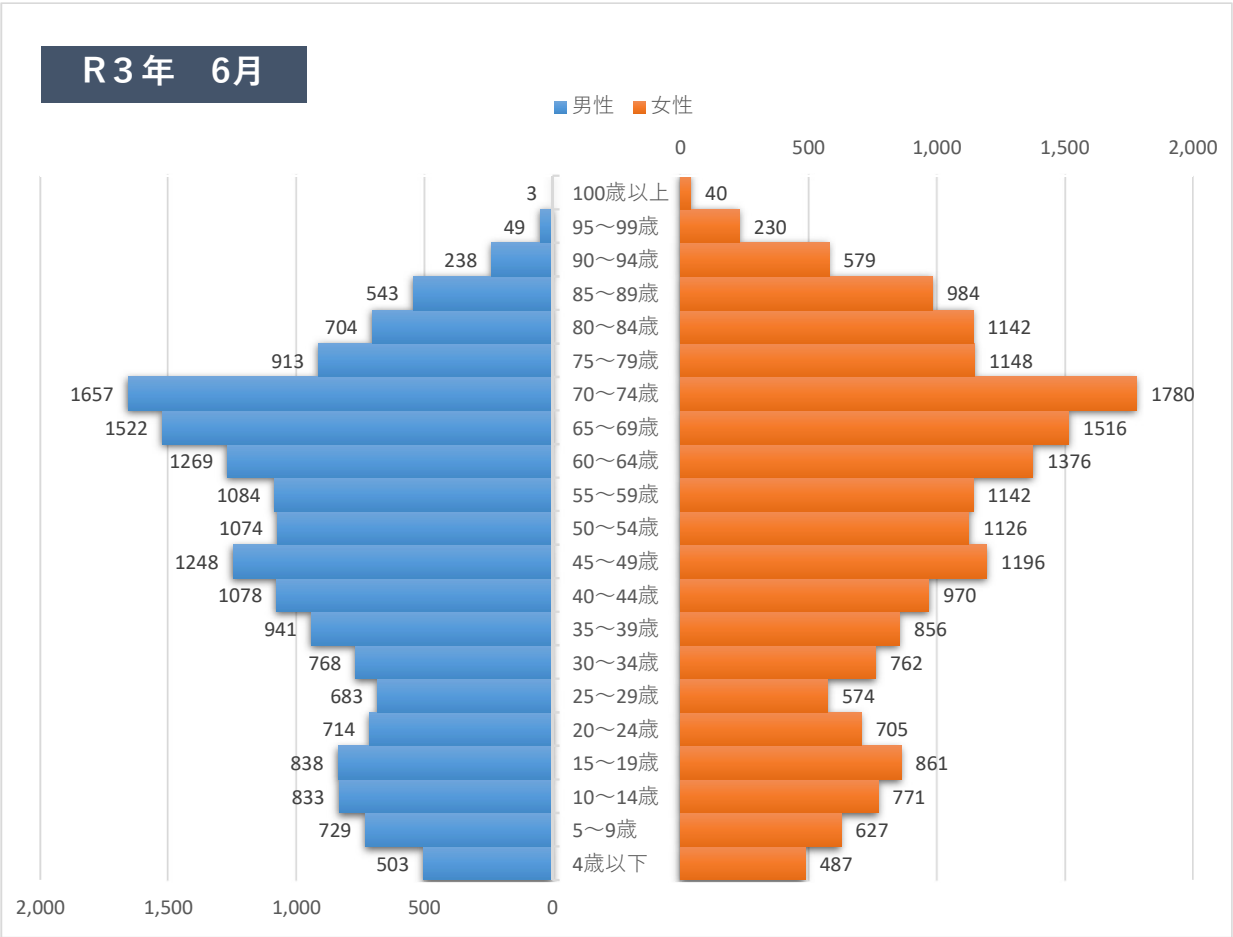

山崎地区　人口ピラミッド

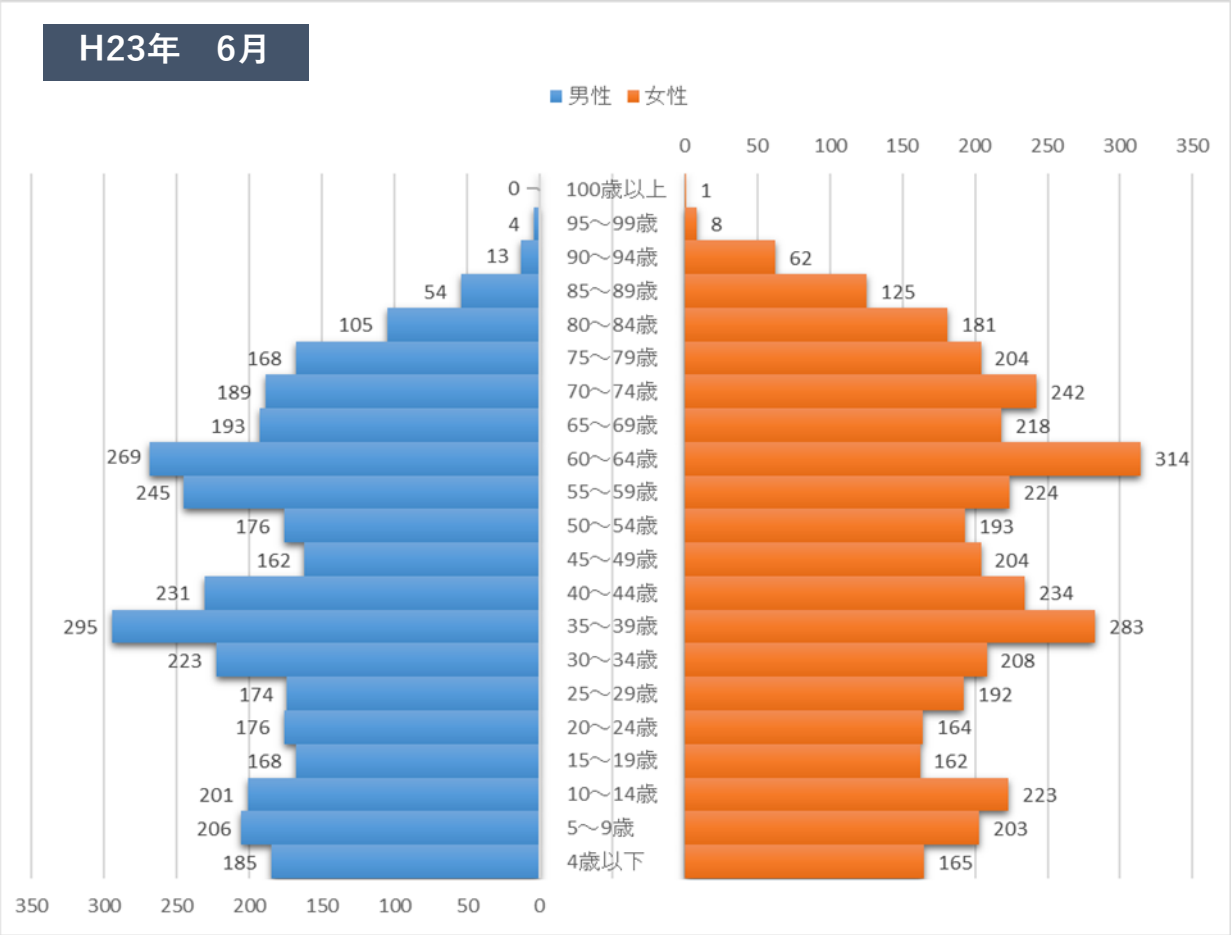

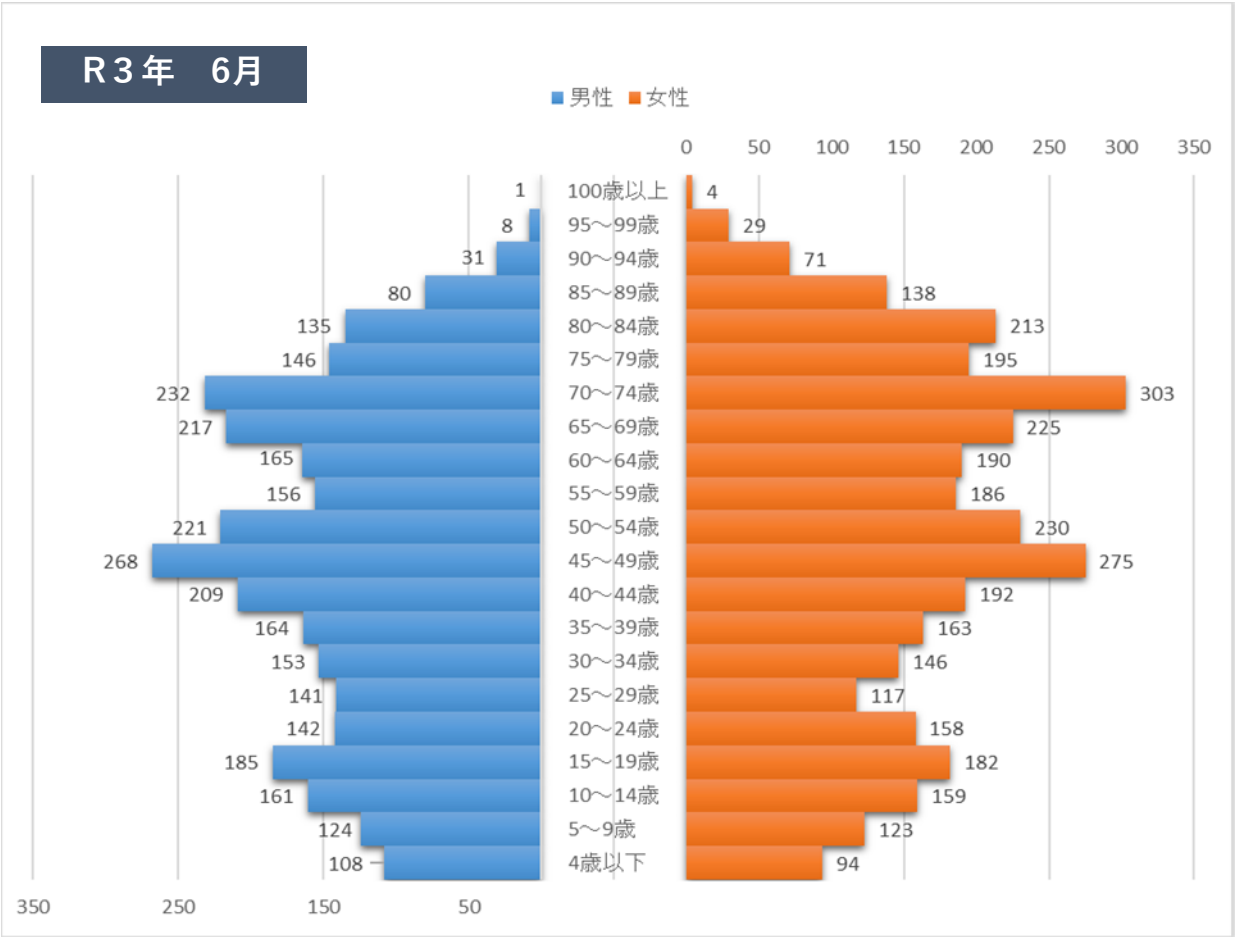

城下地区　人口ピラミッド

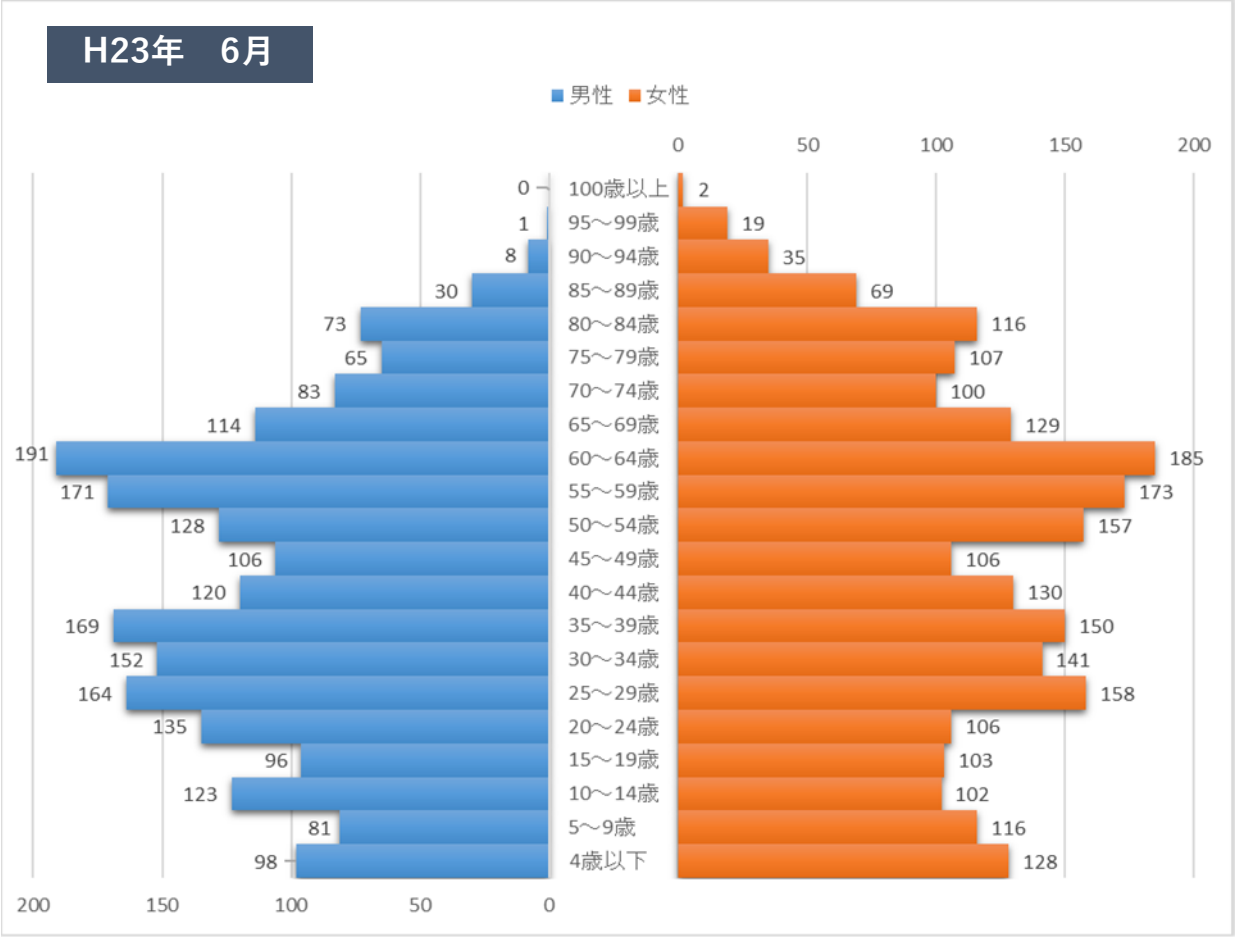

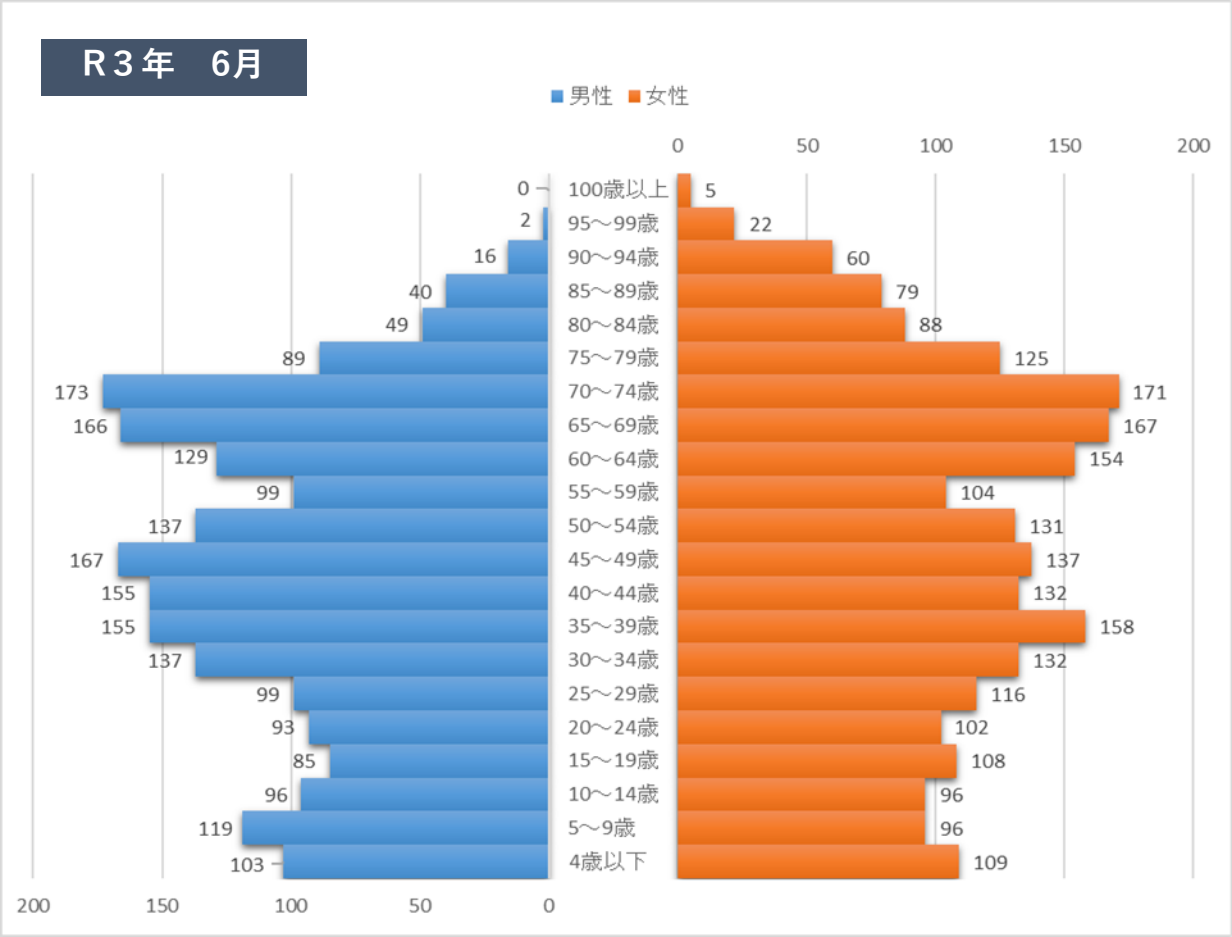

戸原地区　人口ピラミッド

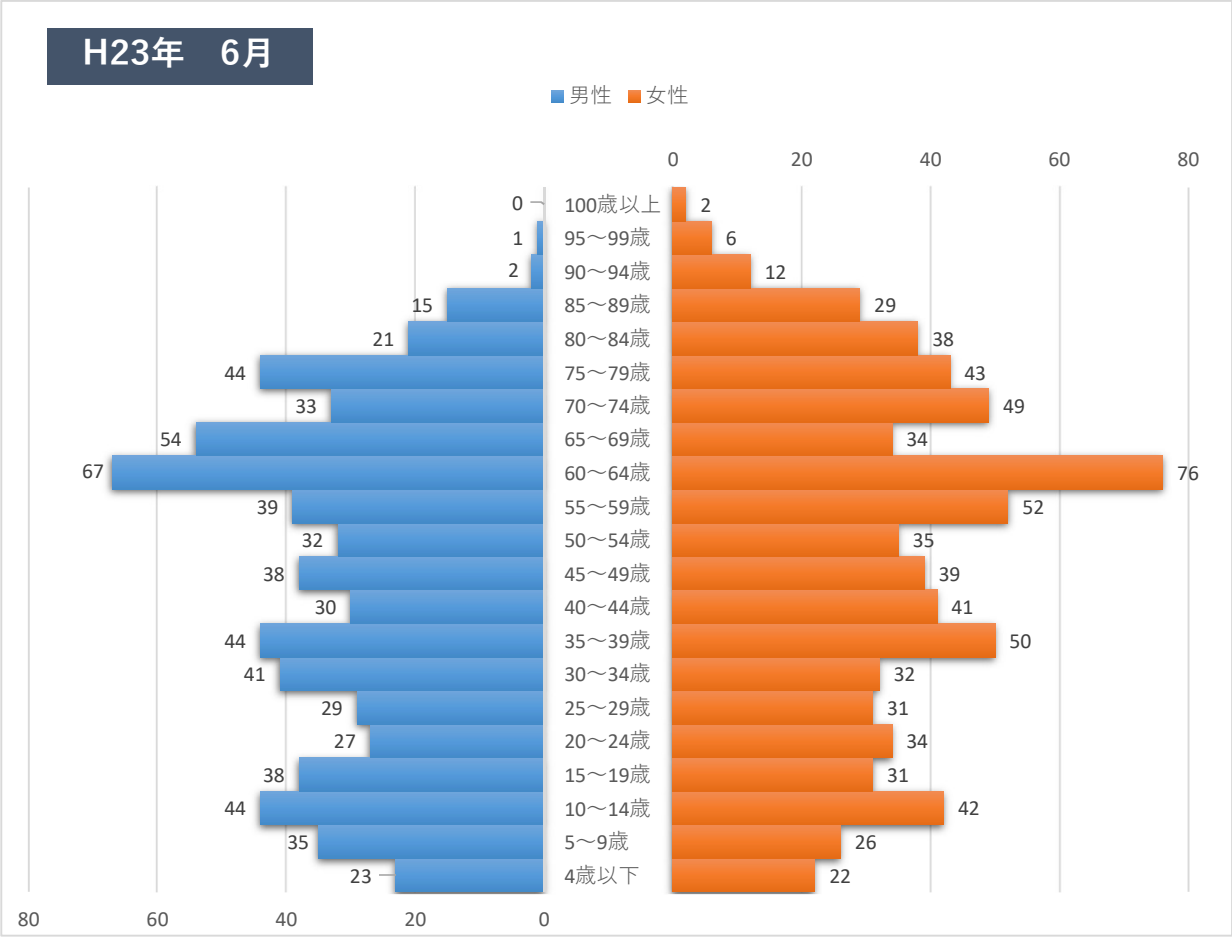

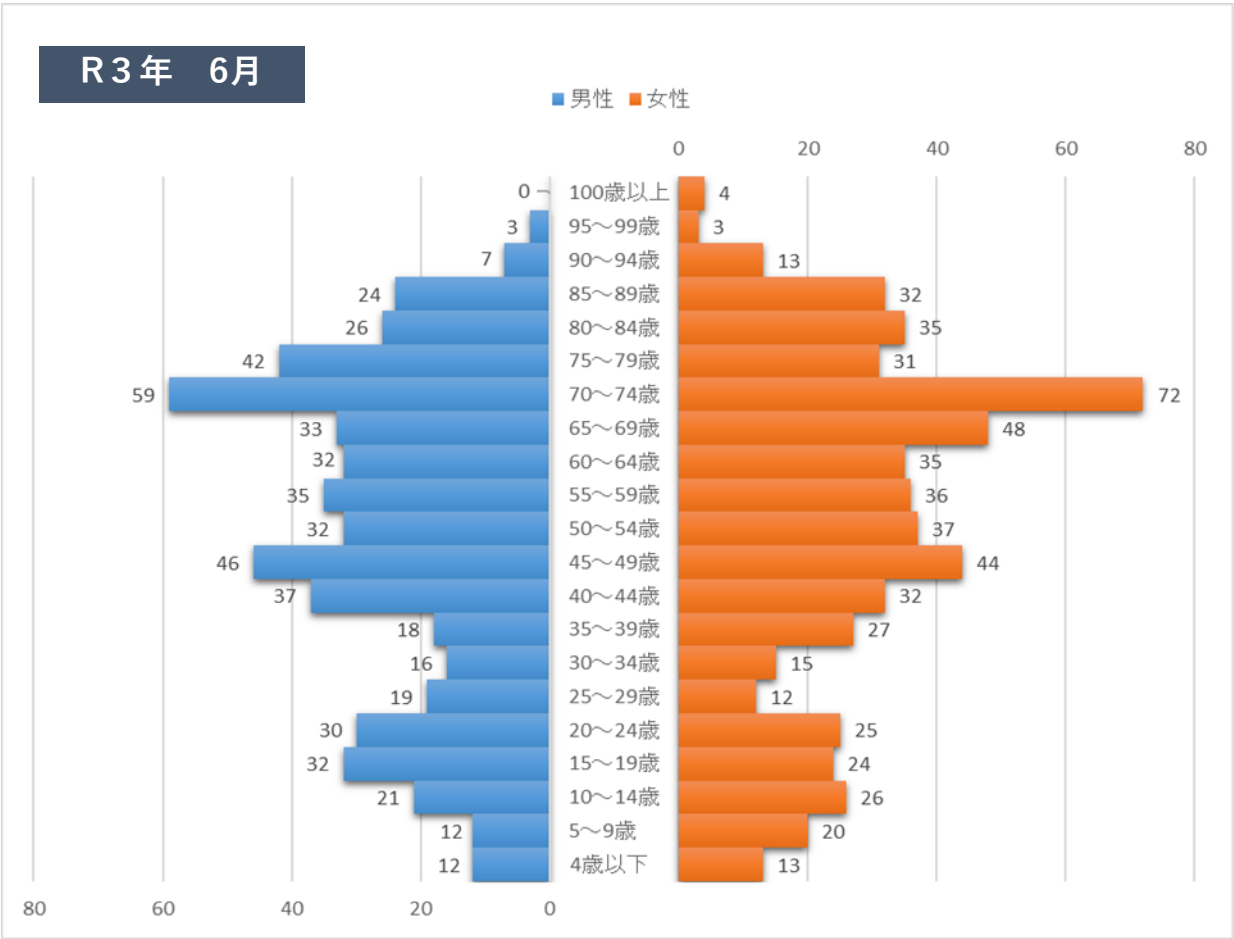

河東地区　人口ピラミッド

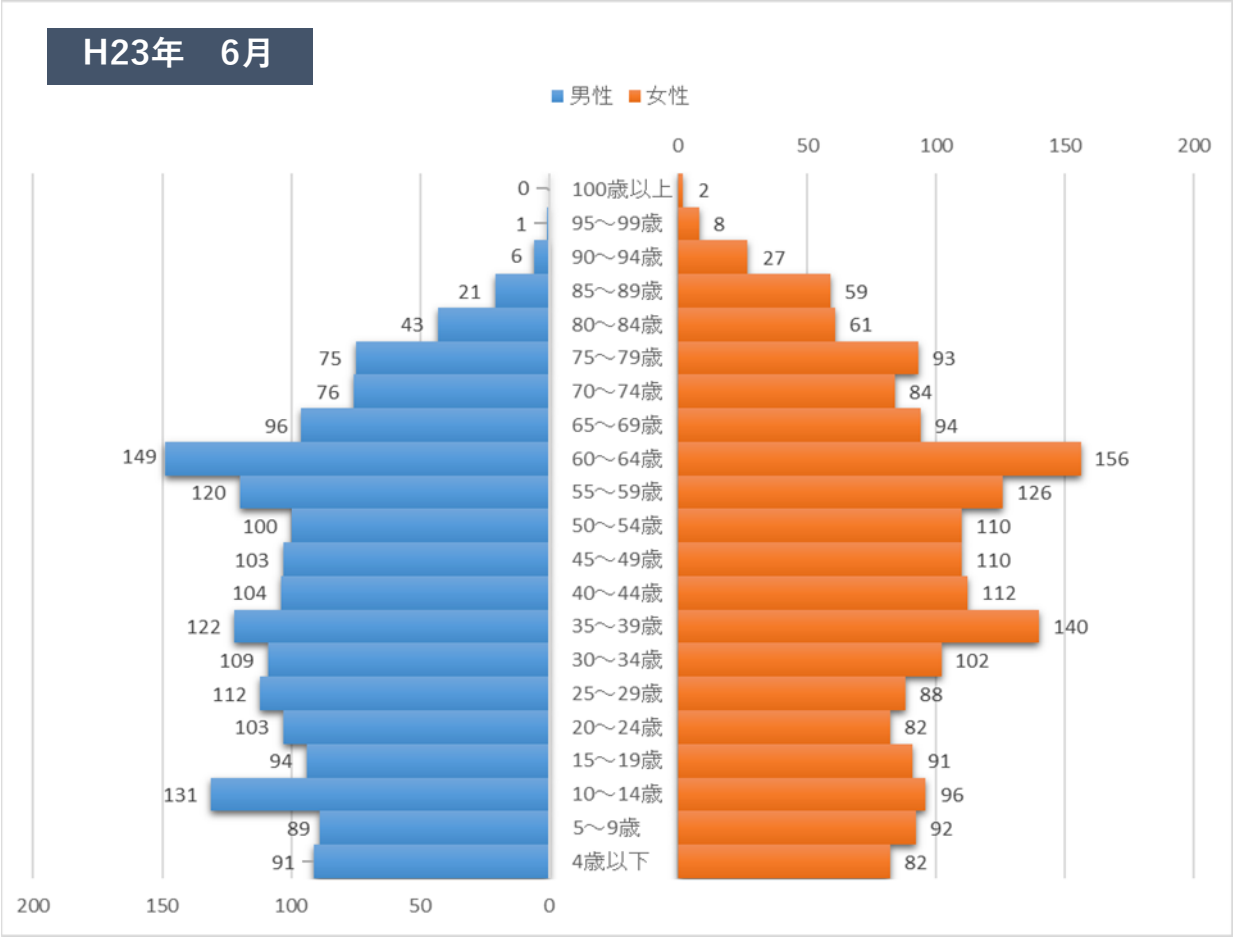

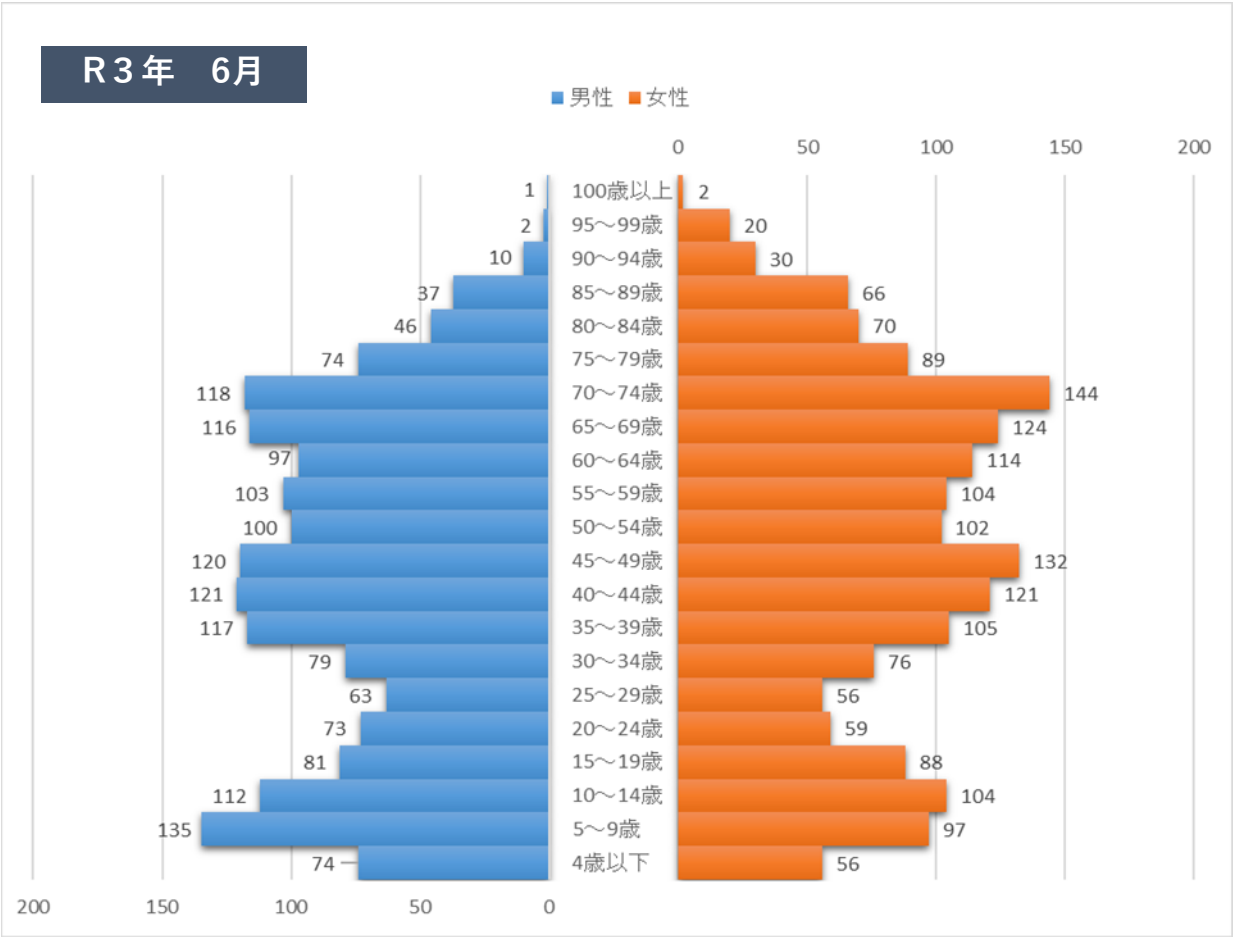

神野地区　人口ピラミッド

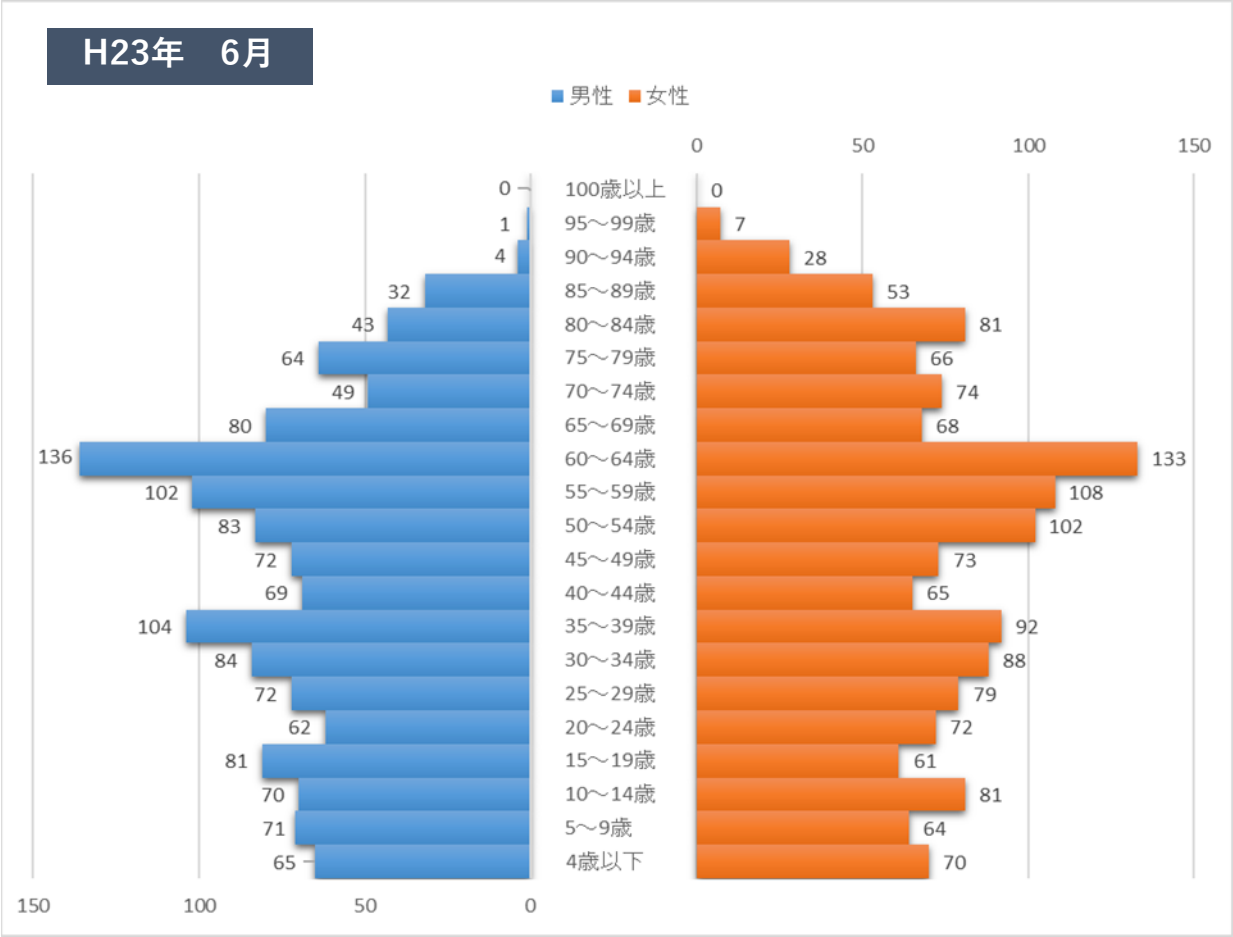

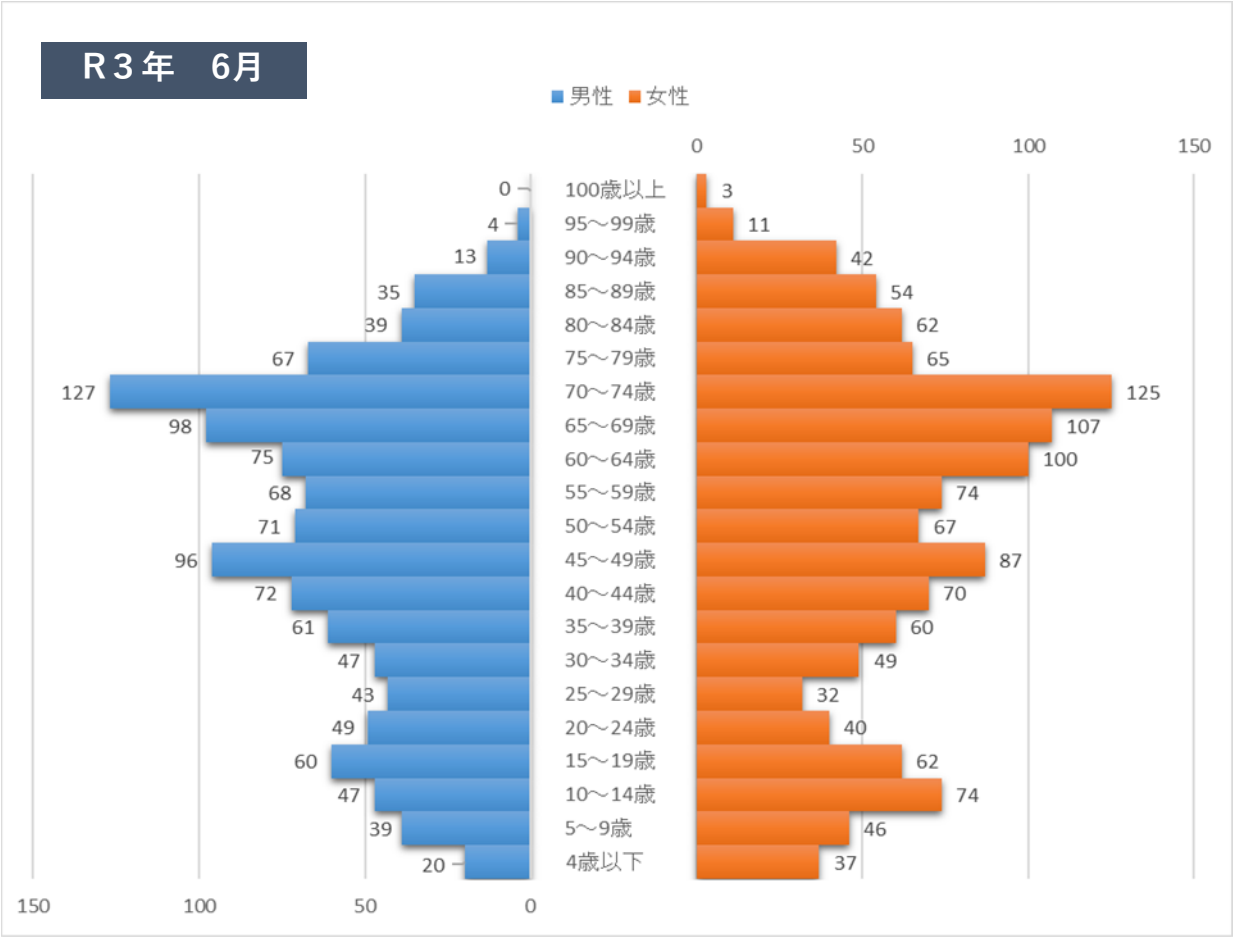

蔦沢地区　人口ピラミッド

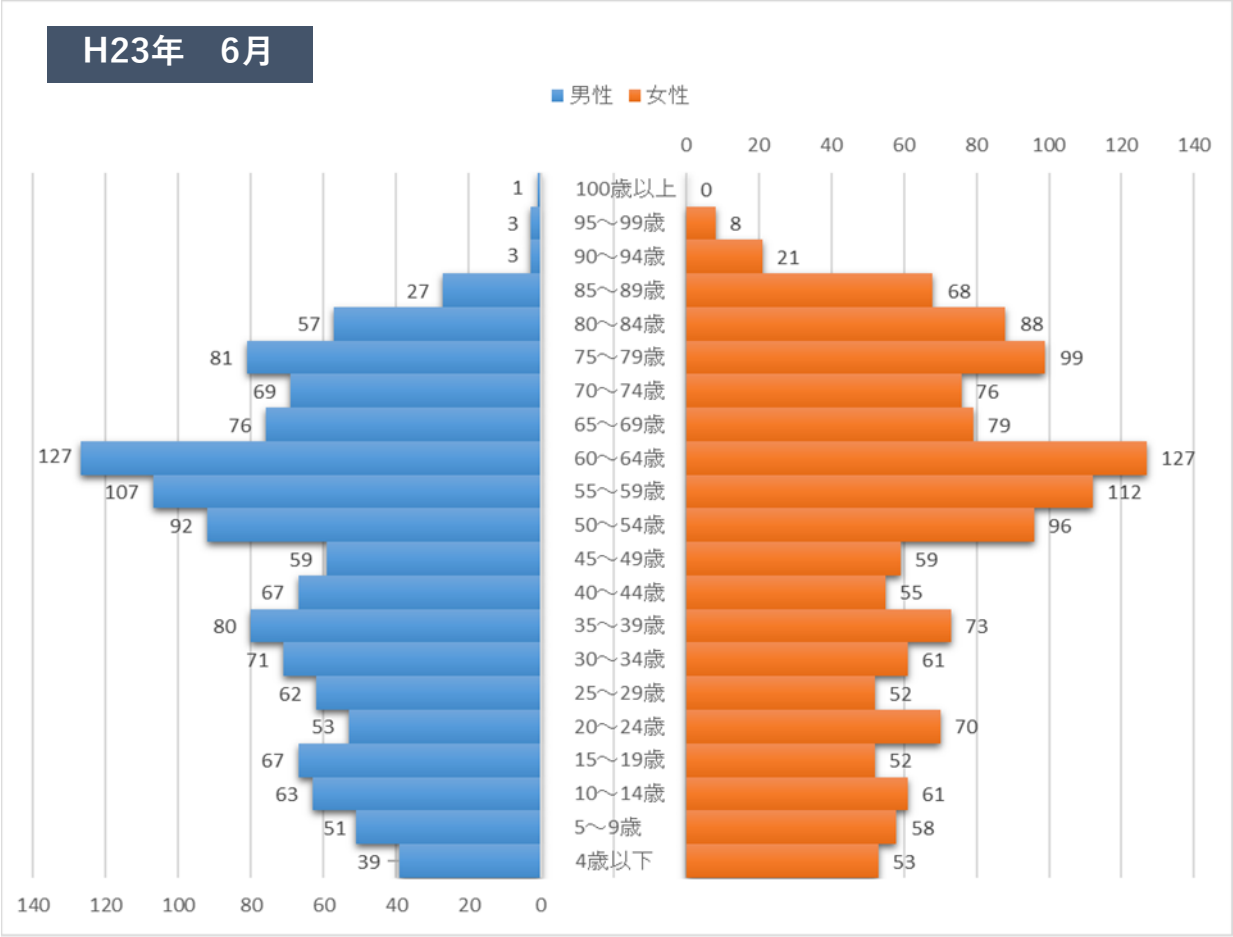

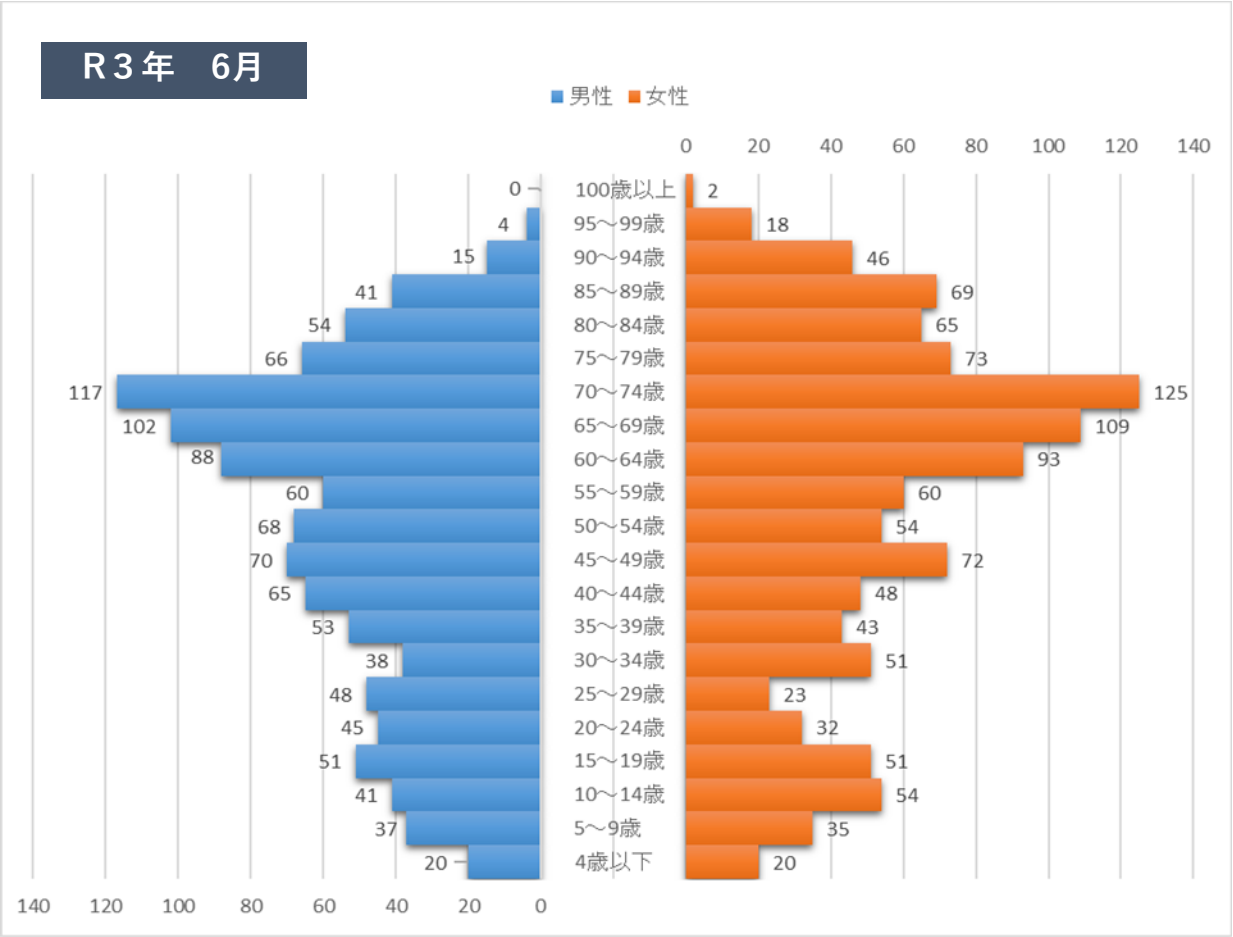

土万地区　人口ピラミッド

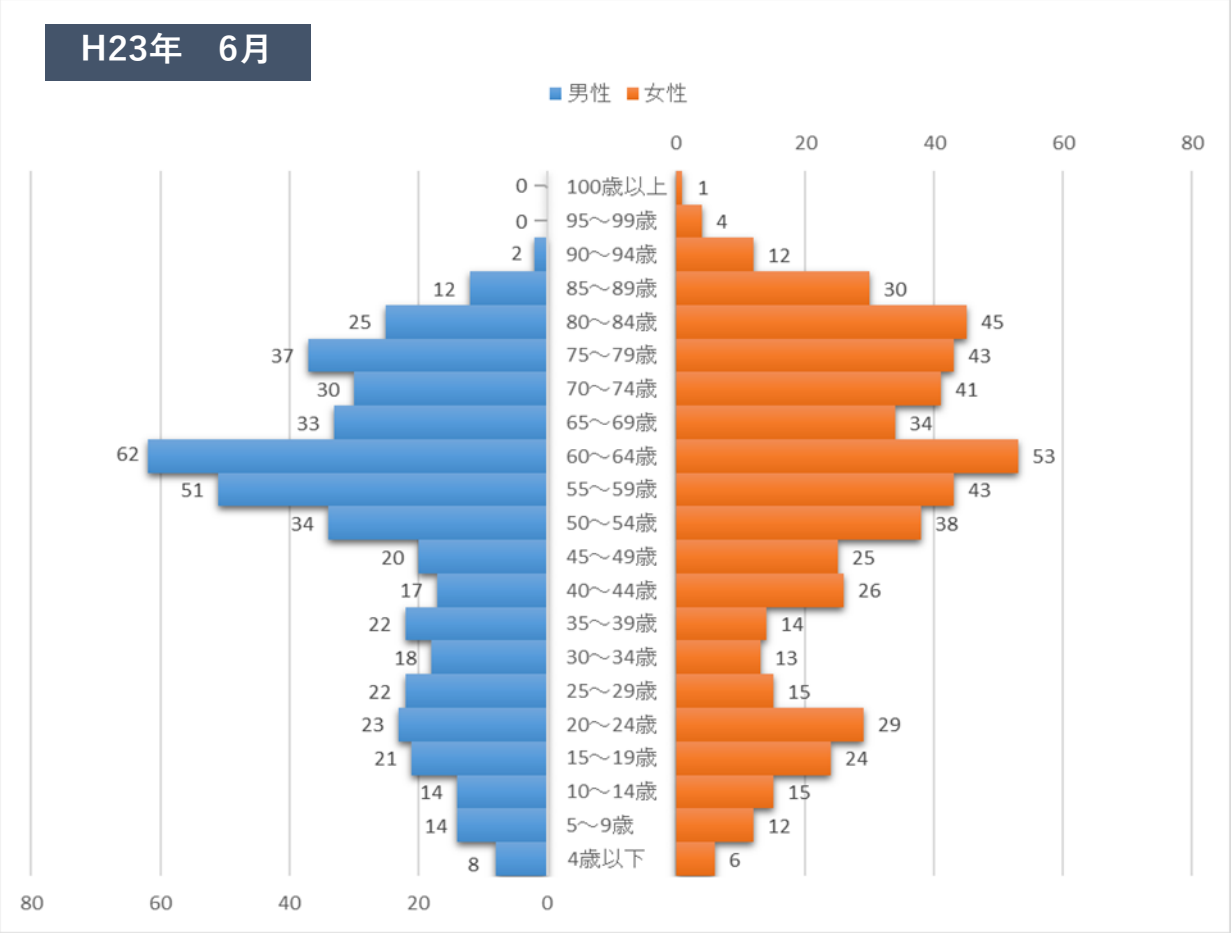

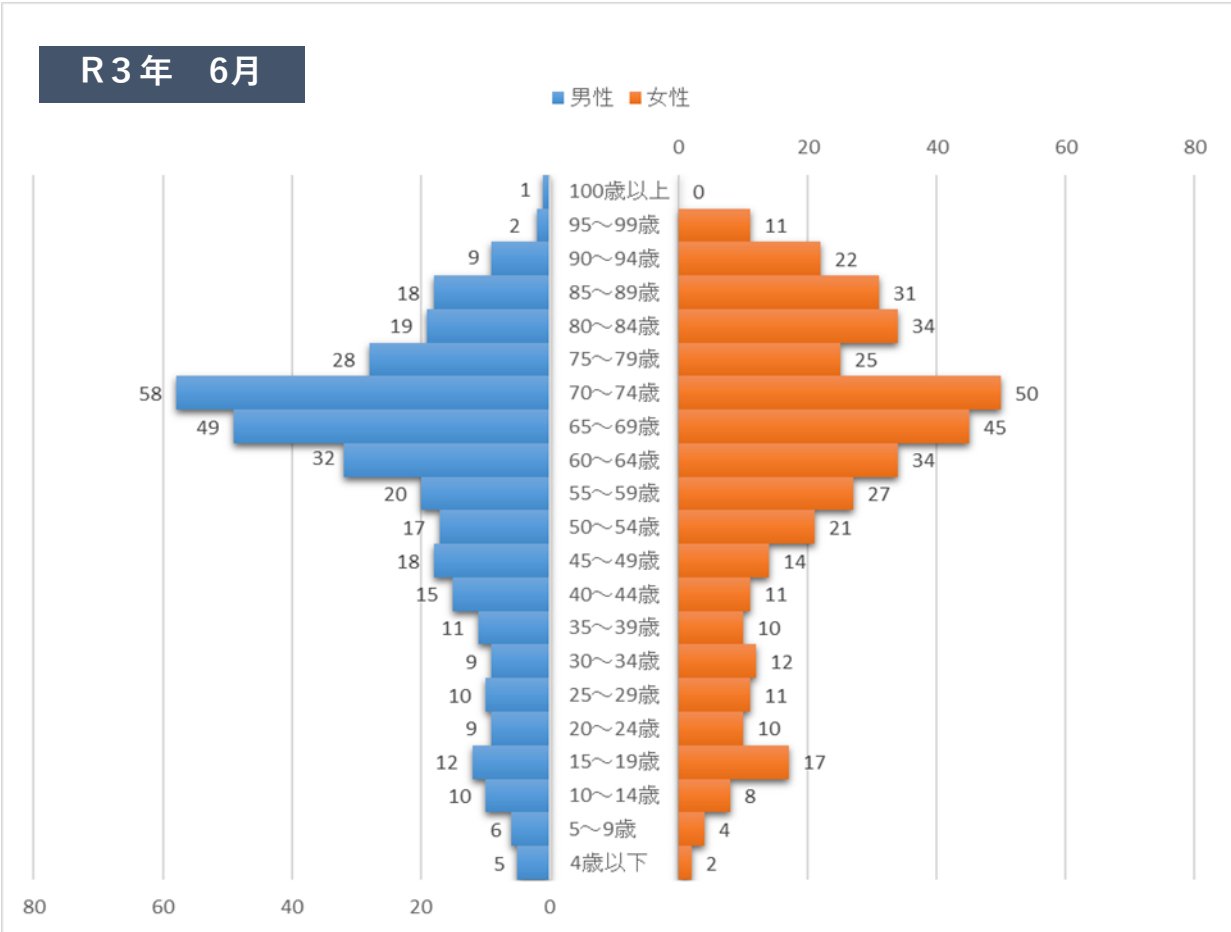

菅野地区　人口ピラミッド

H23年　6月

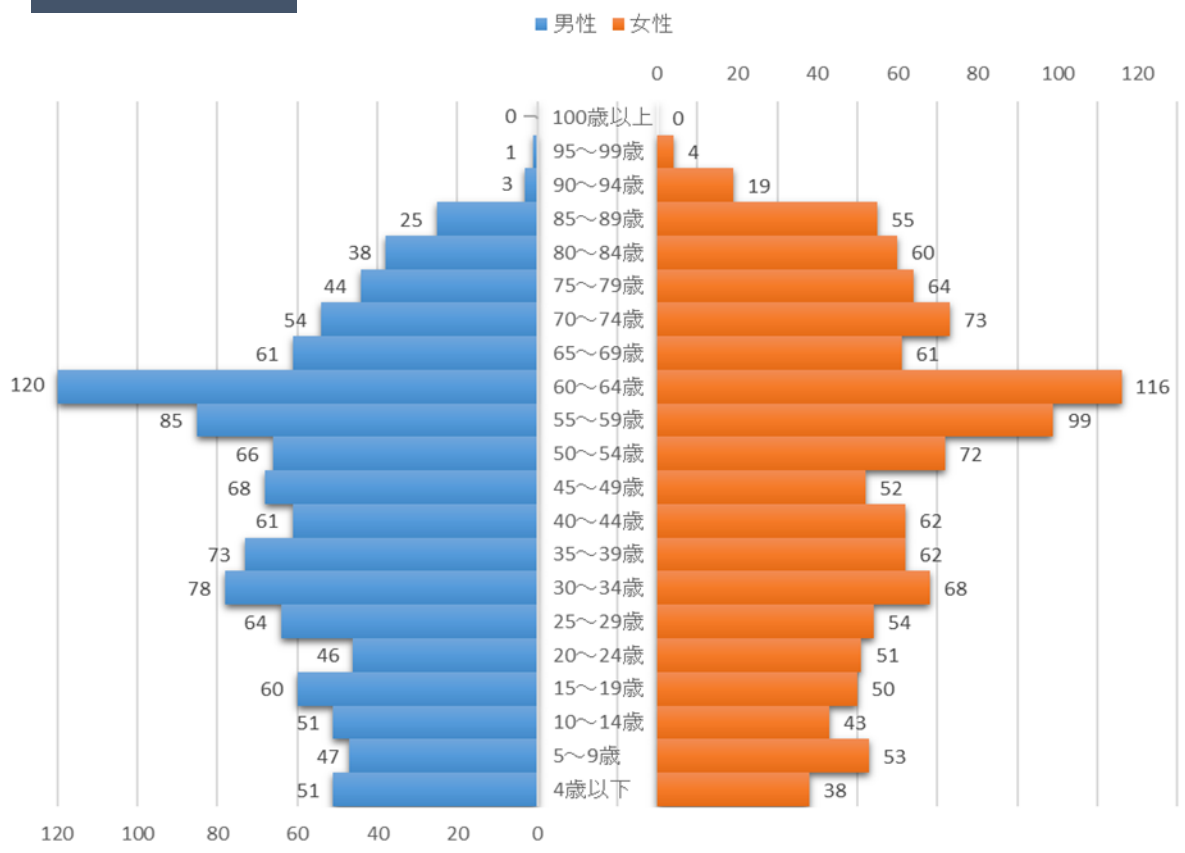

R３年　6月

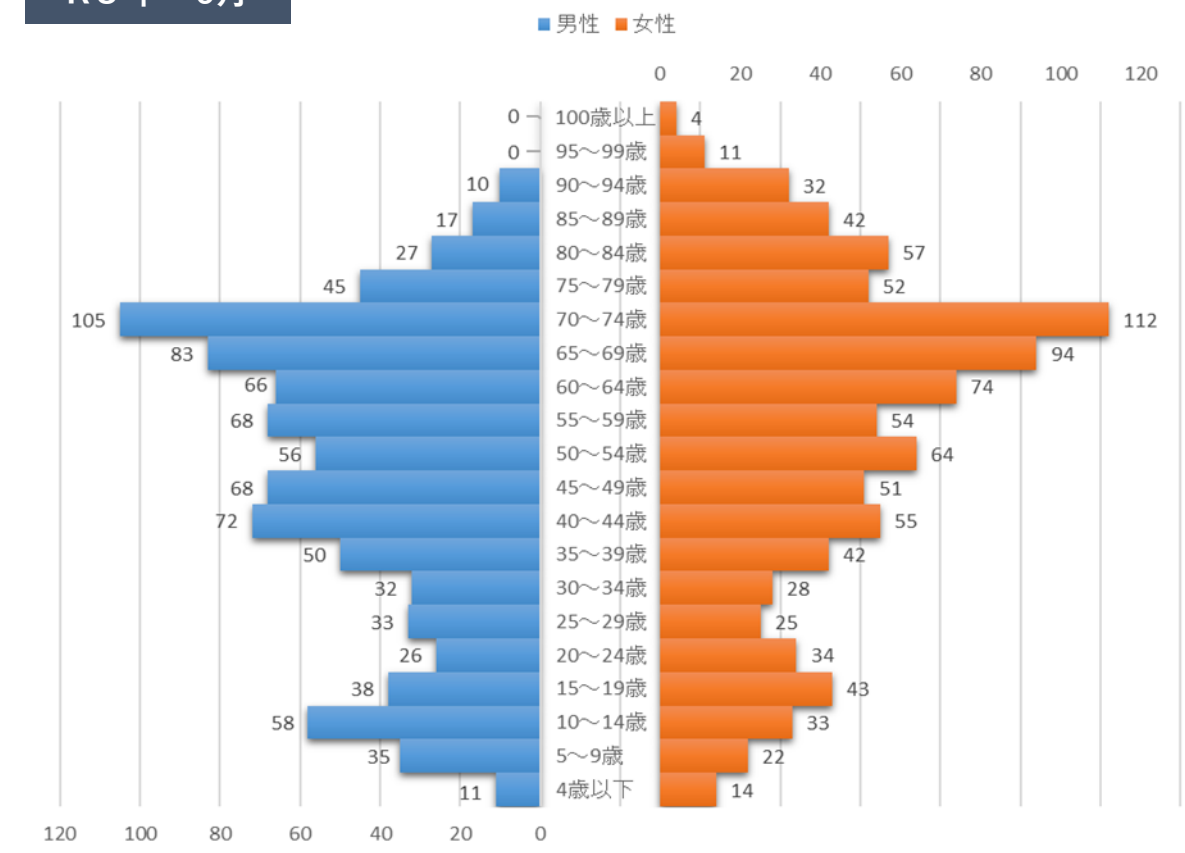

神戸地区　人口ピラミッド

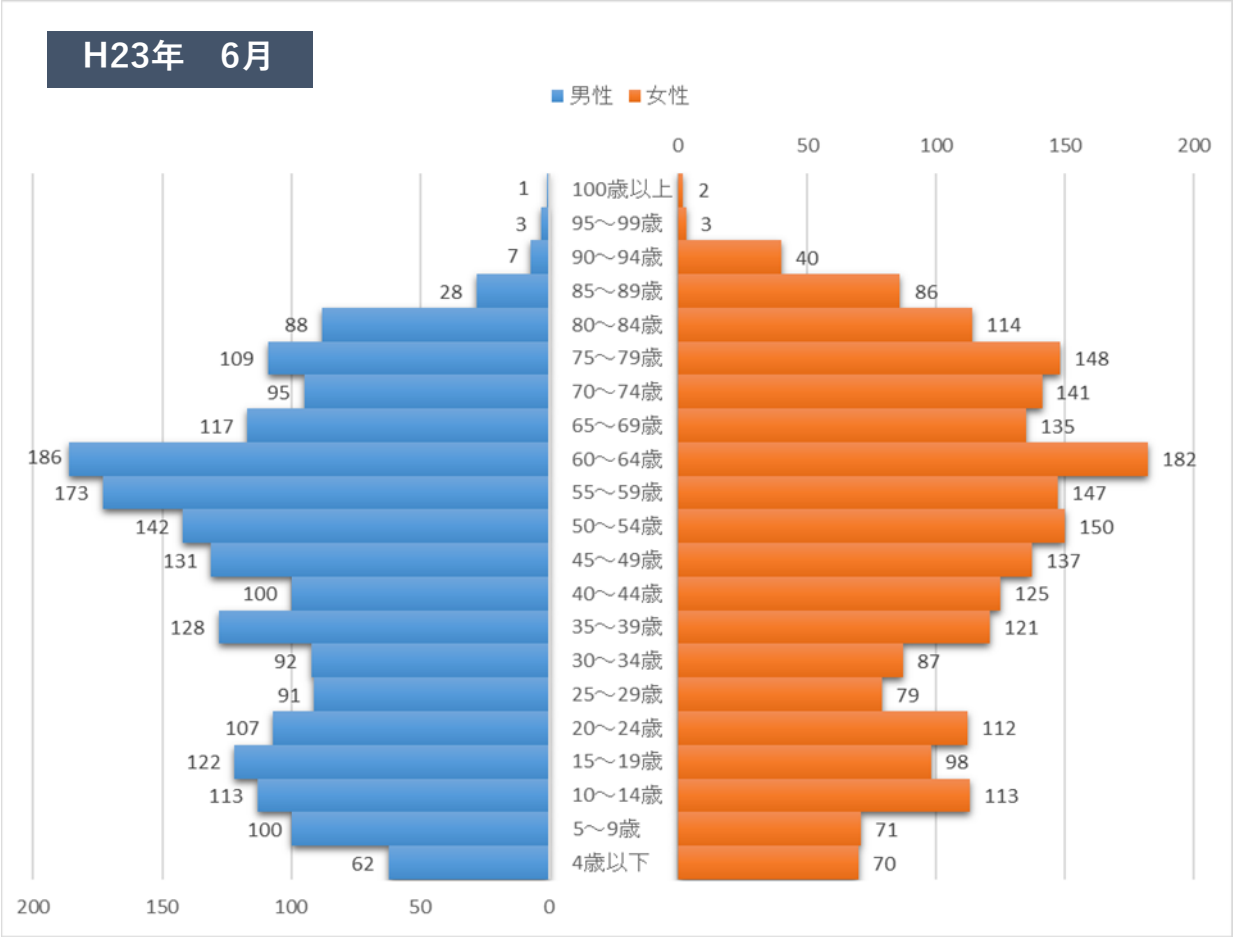

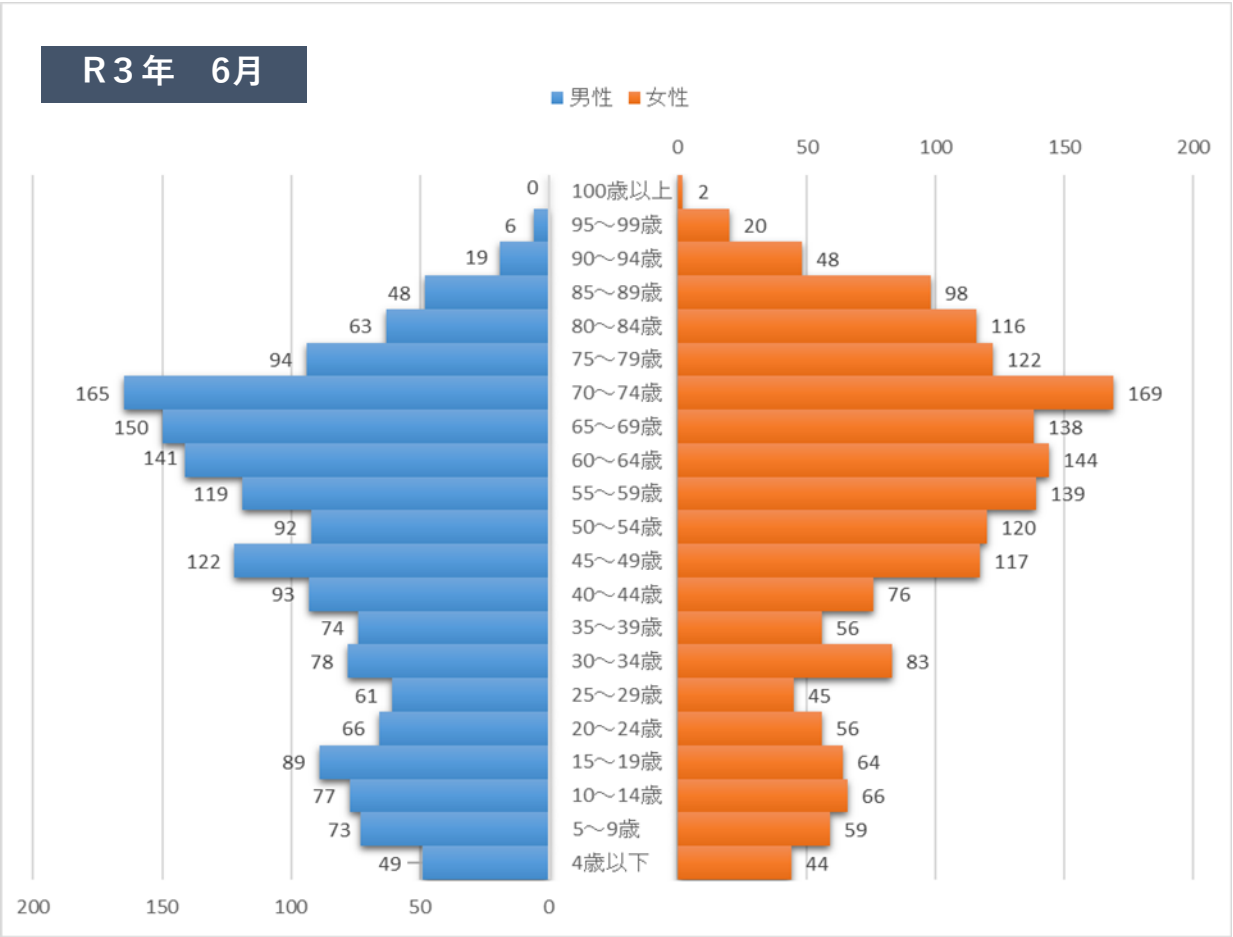

染河内地区　人口ピラミッド

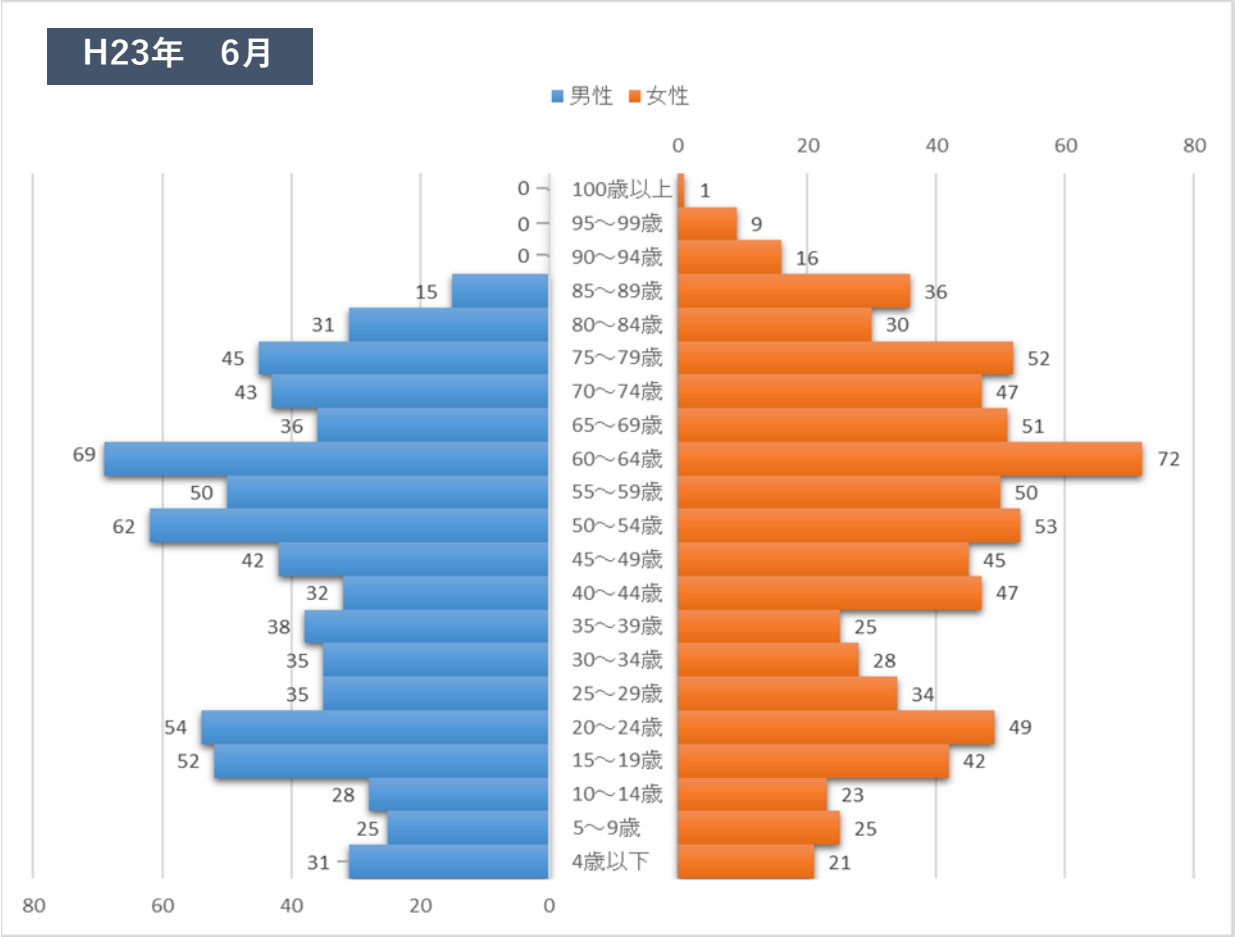

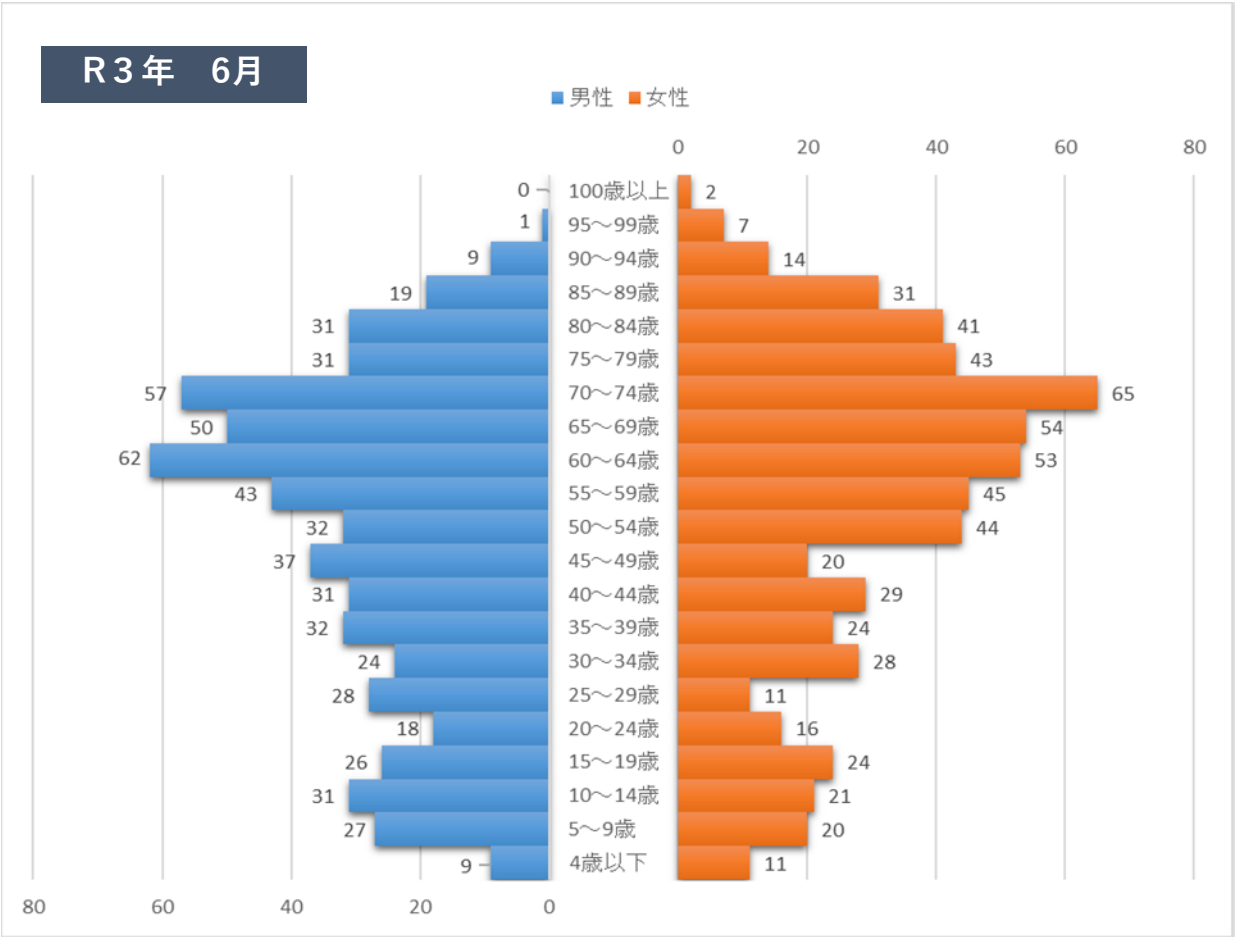

下三方地区　人口ピラミッド

H23年　6月

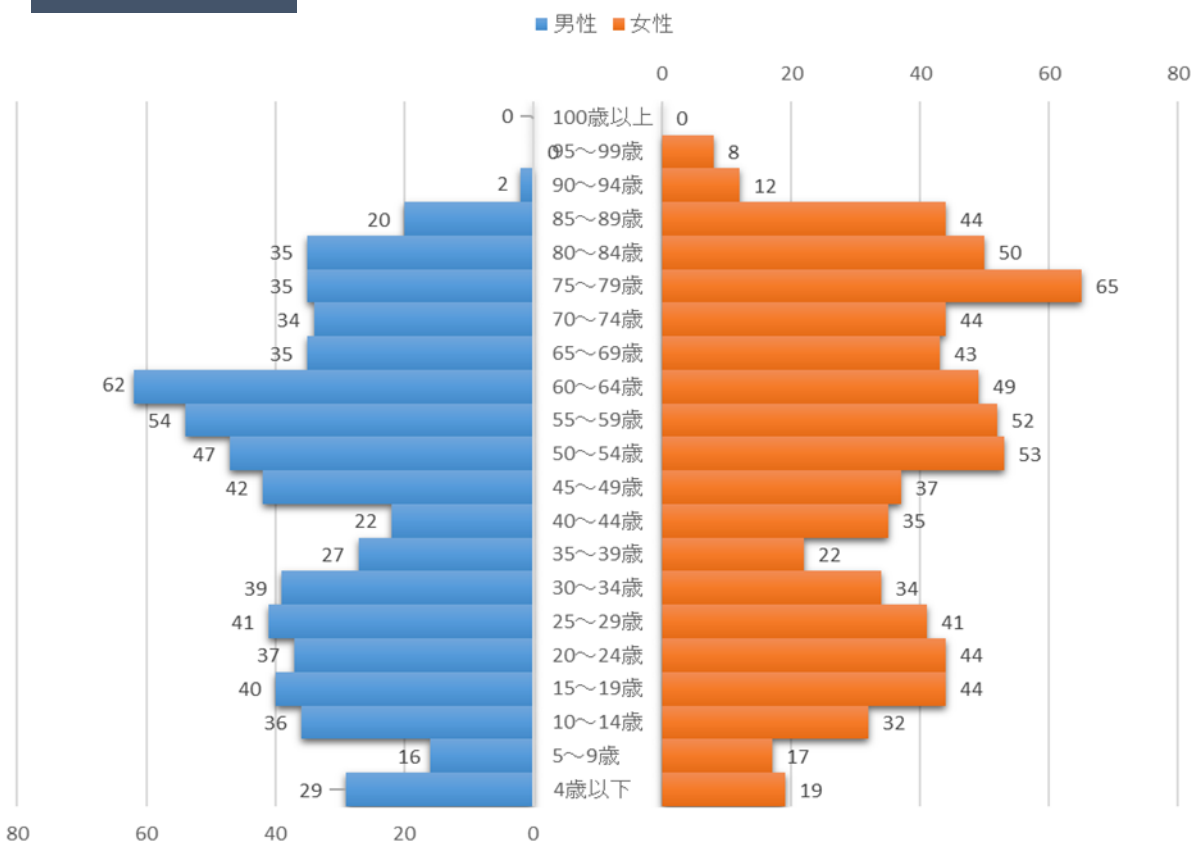

R３年　6月

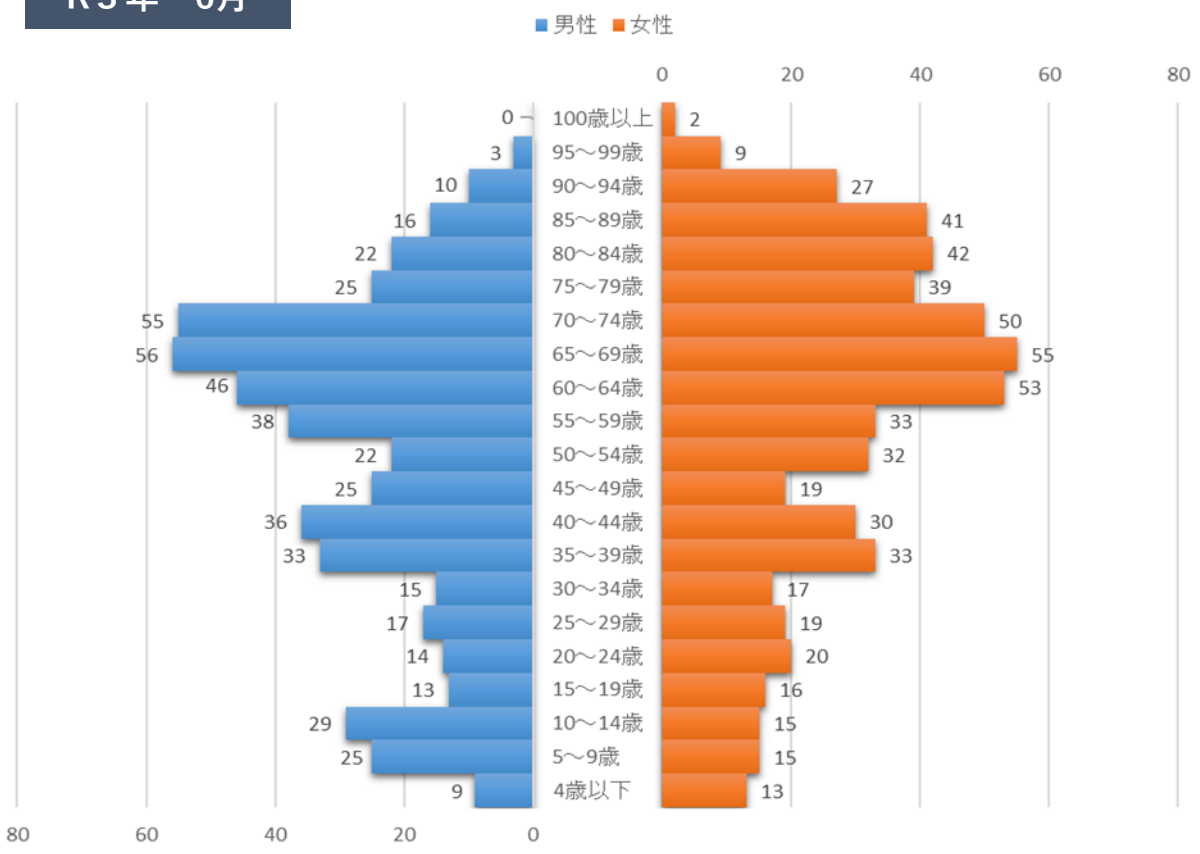

三方地区　人口ピラミッド

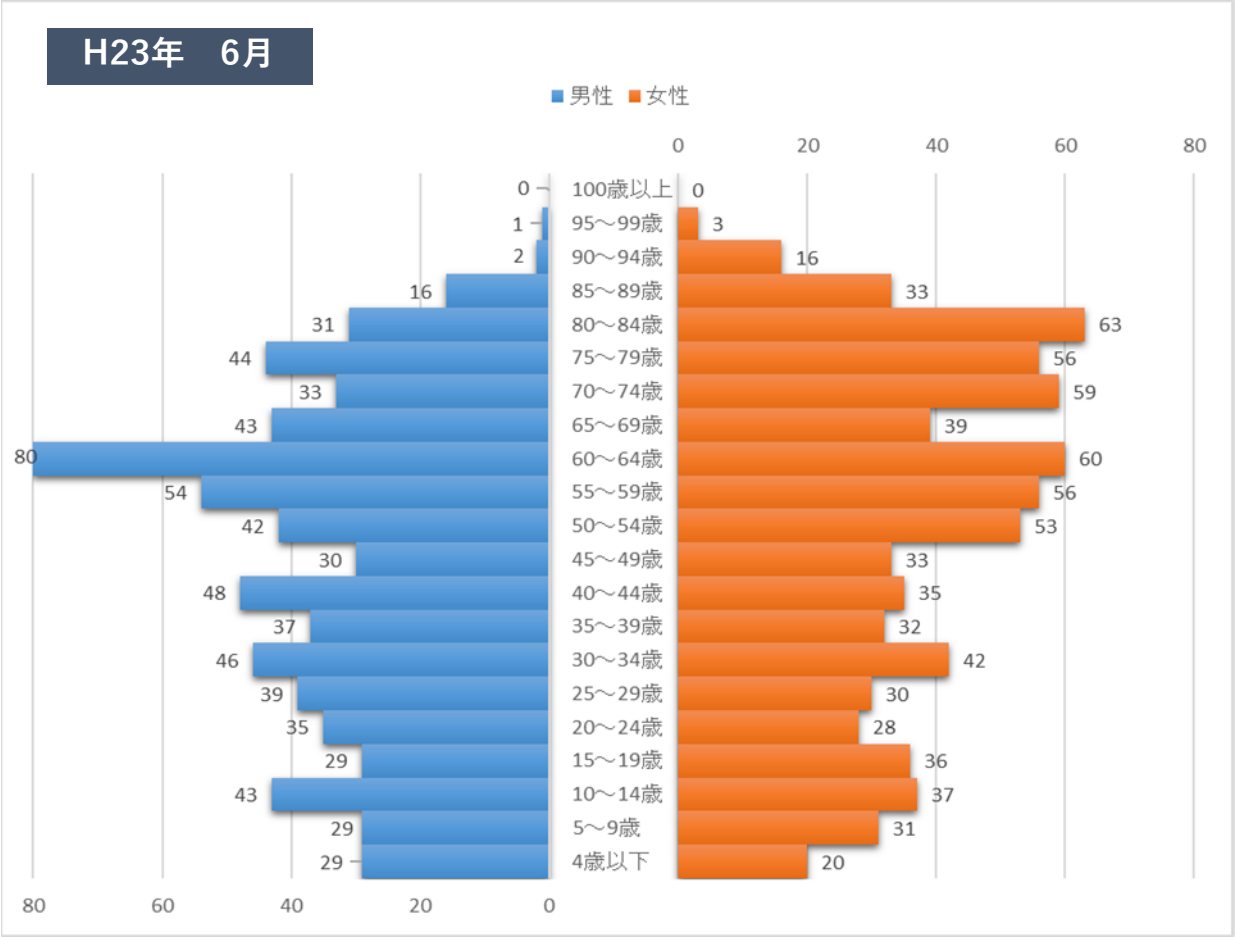

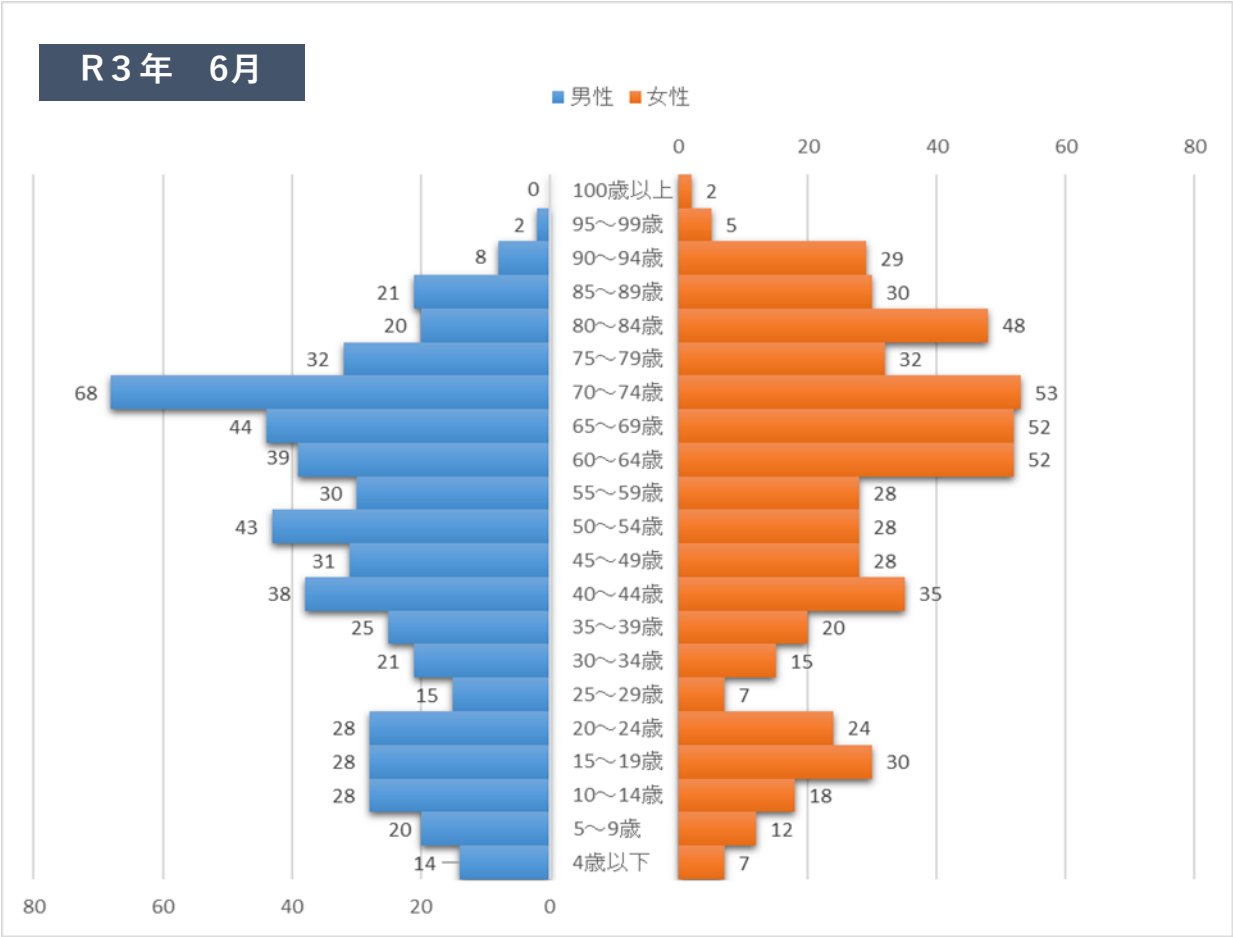

繁盛地区　人口ピラミッド

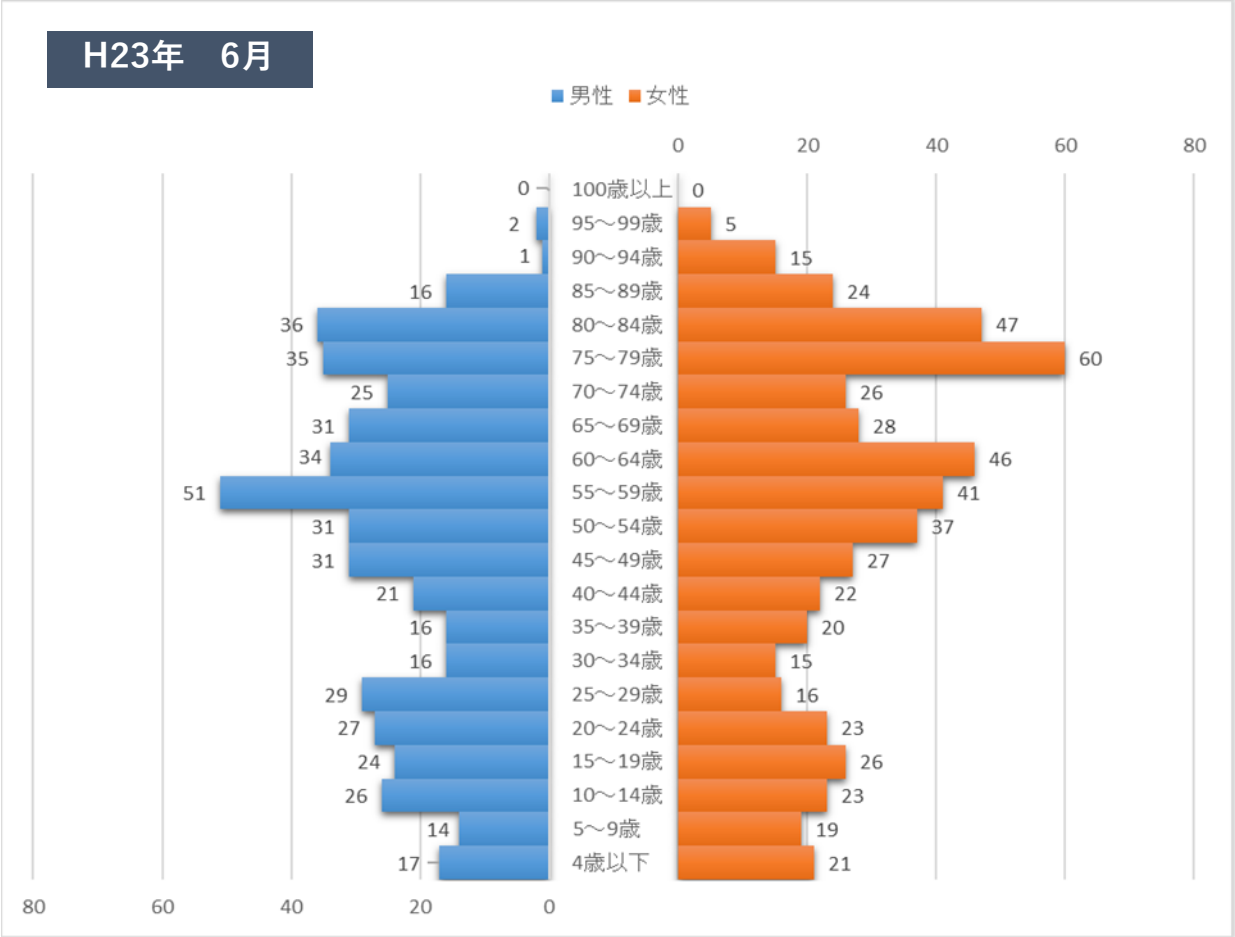

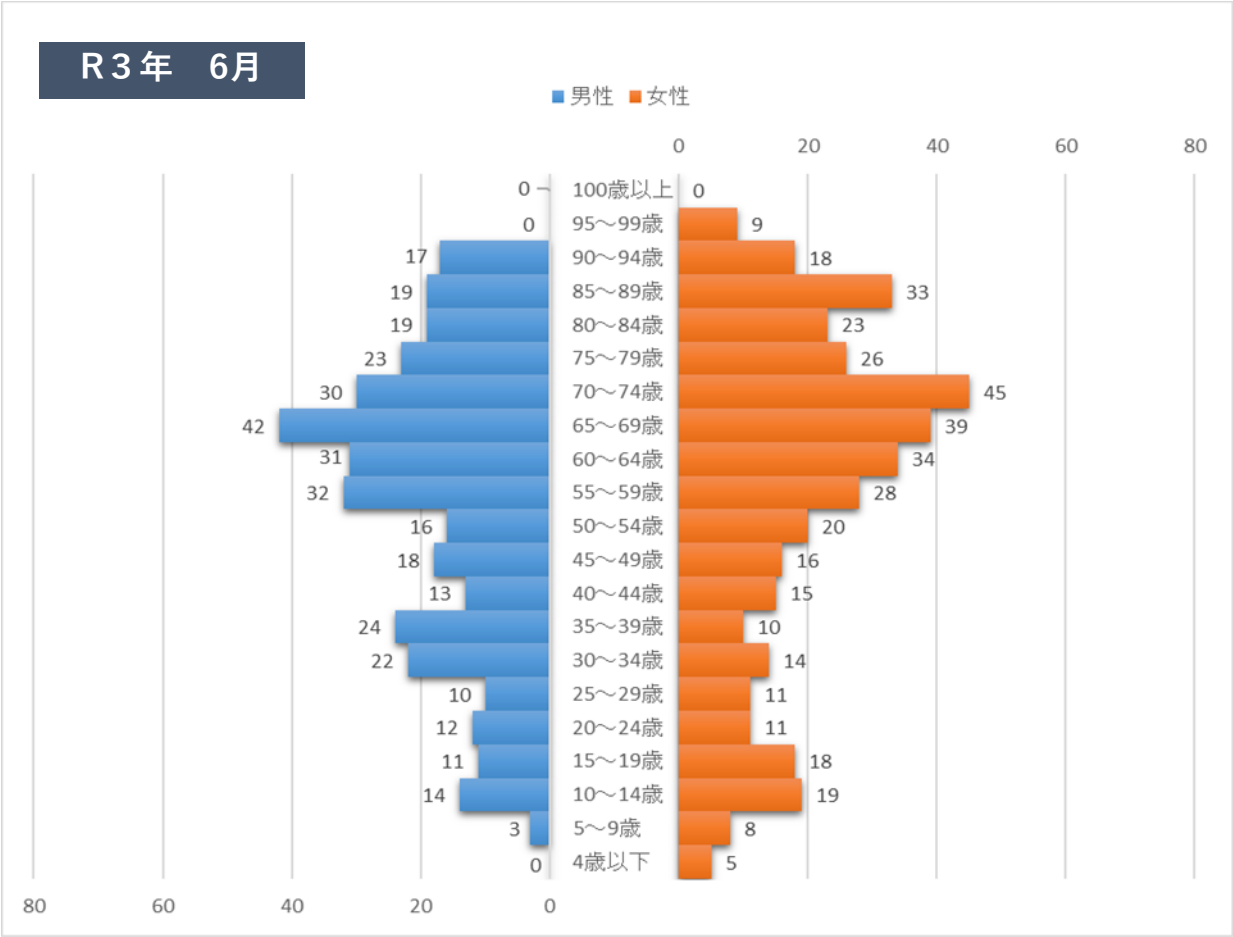

波賀地区　人口ピラミッド

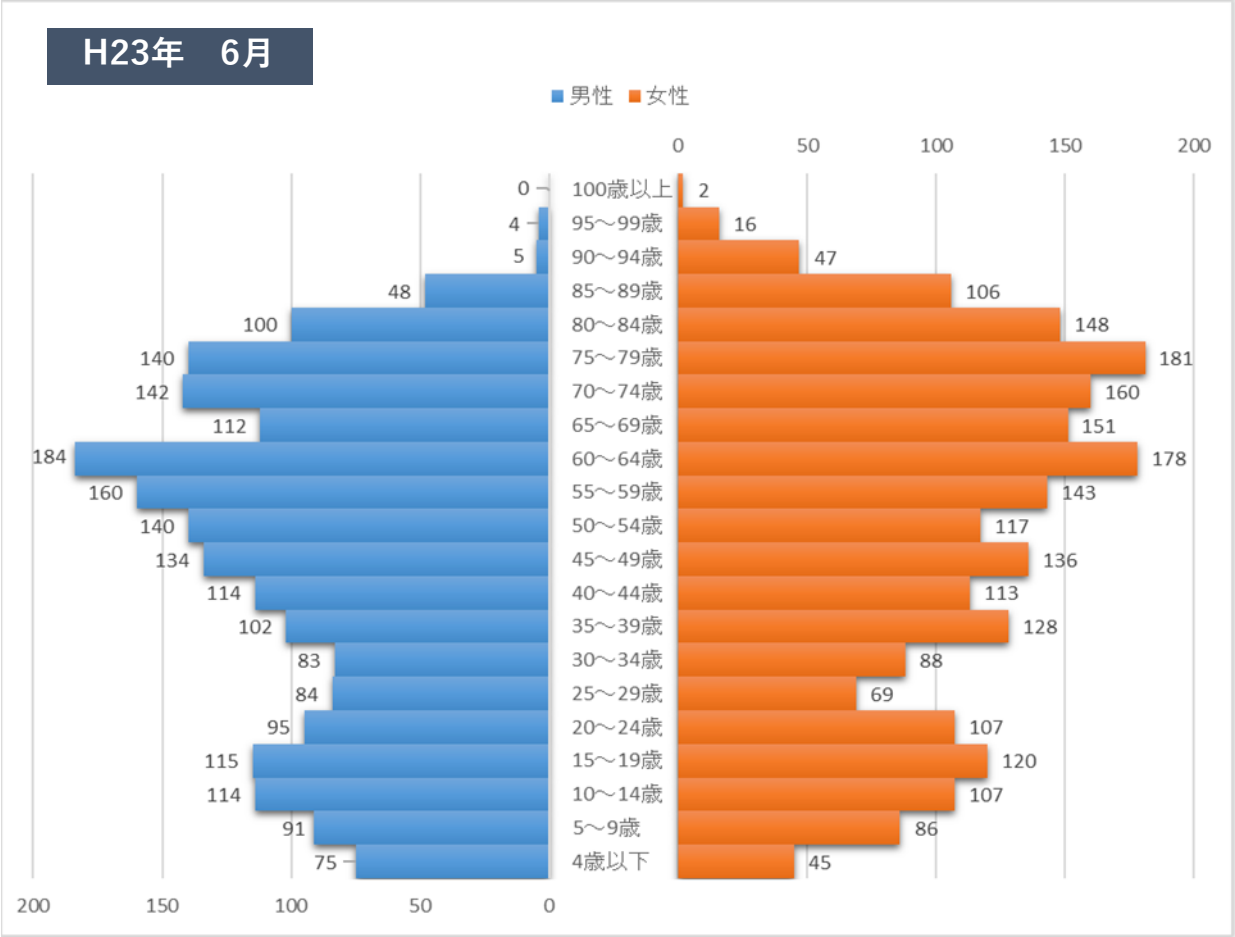

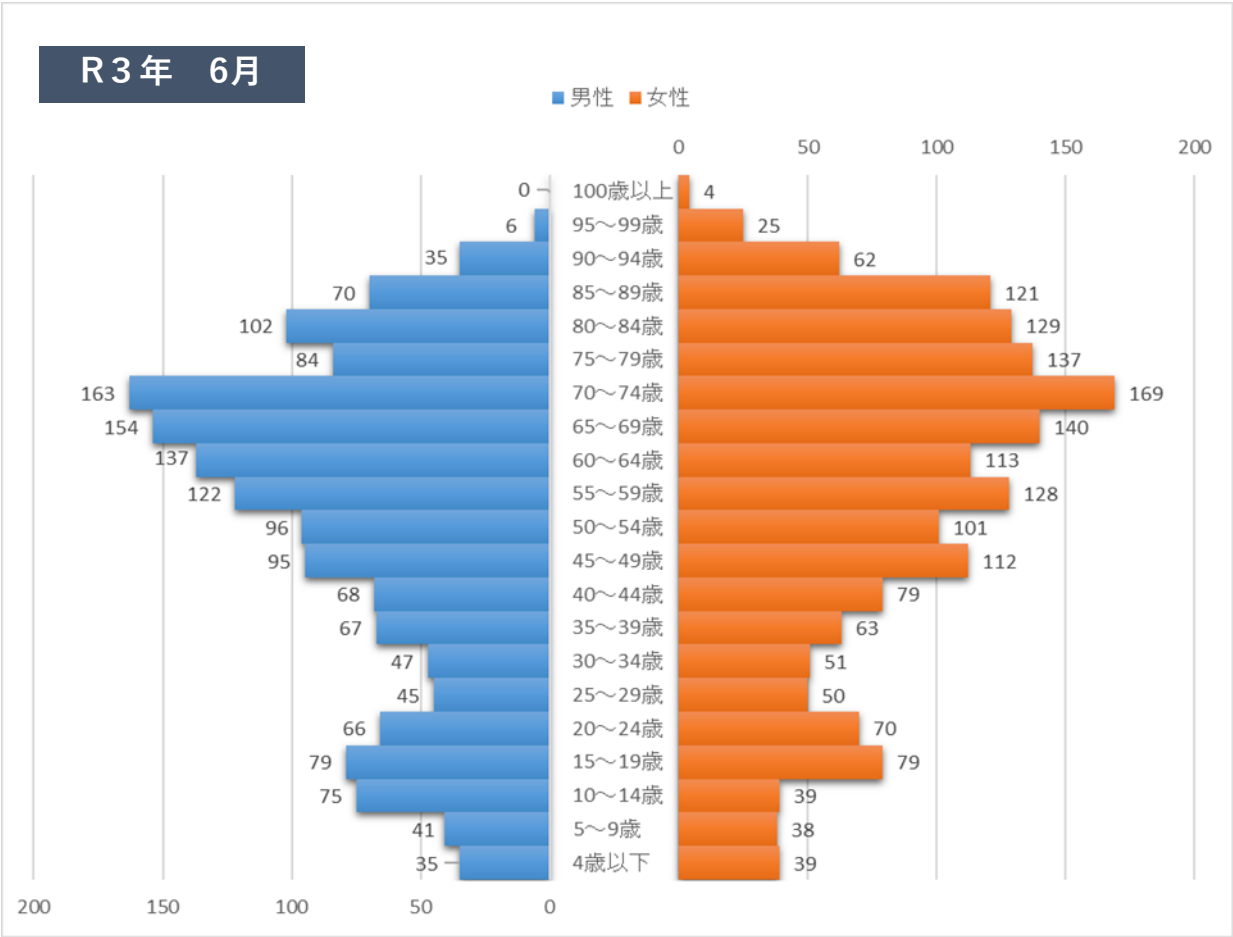

千種地区　人口ピラミッド

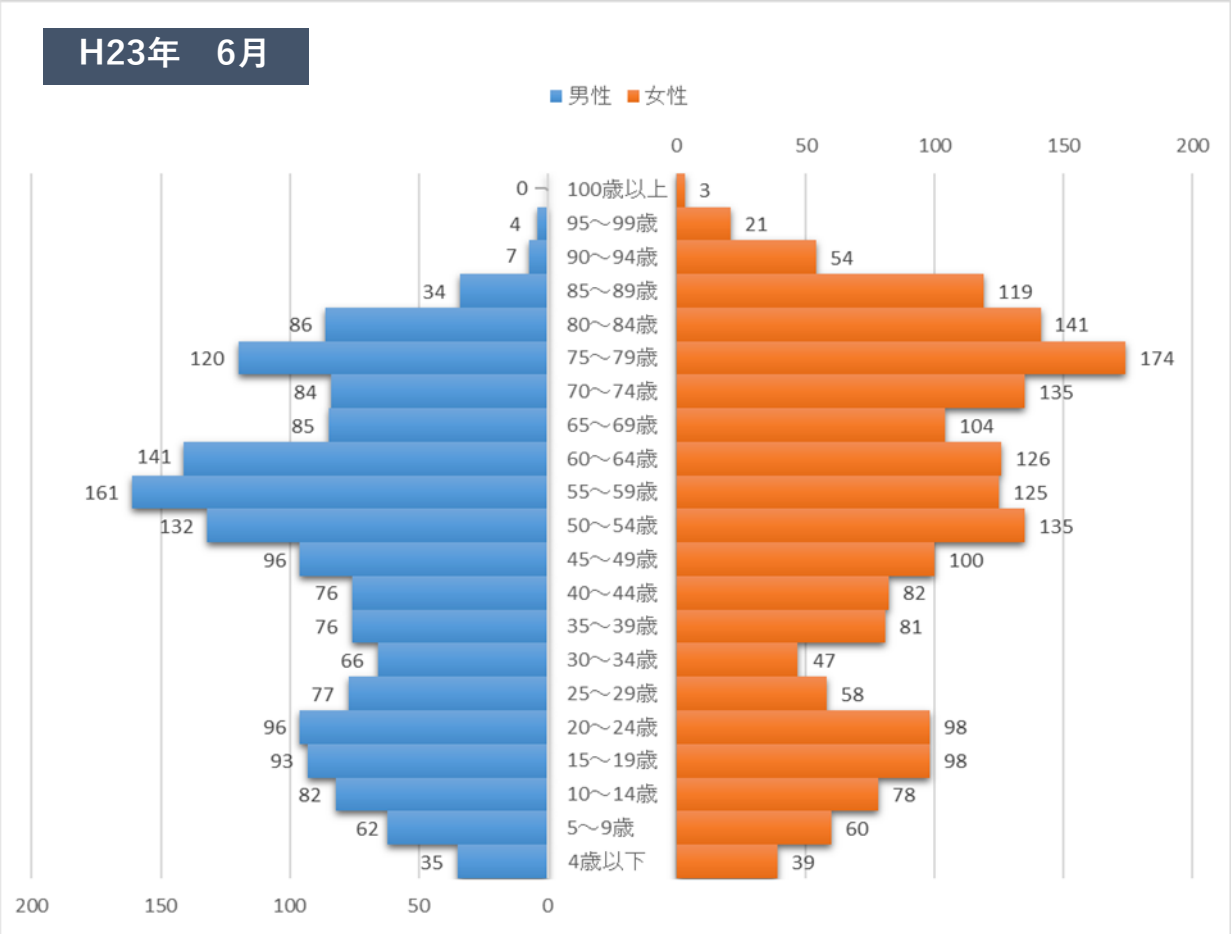

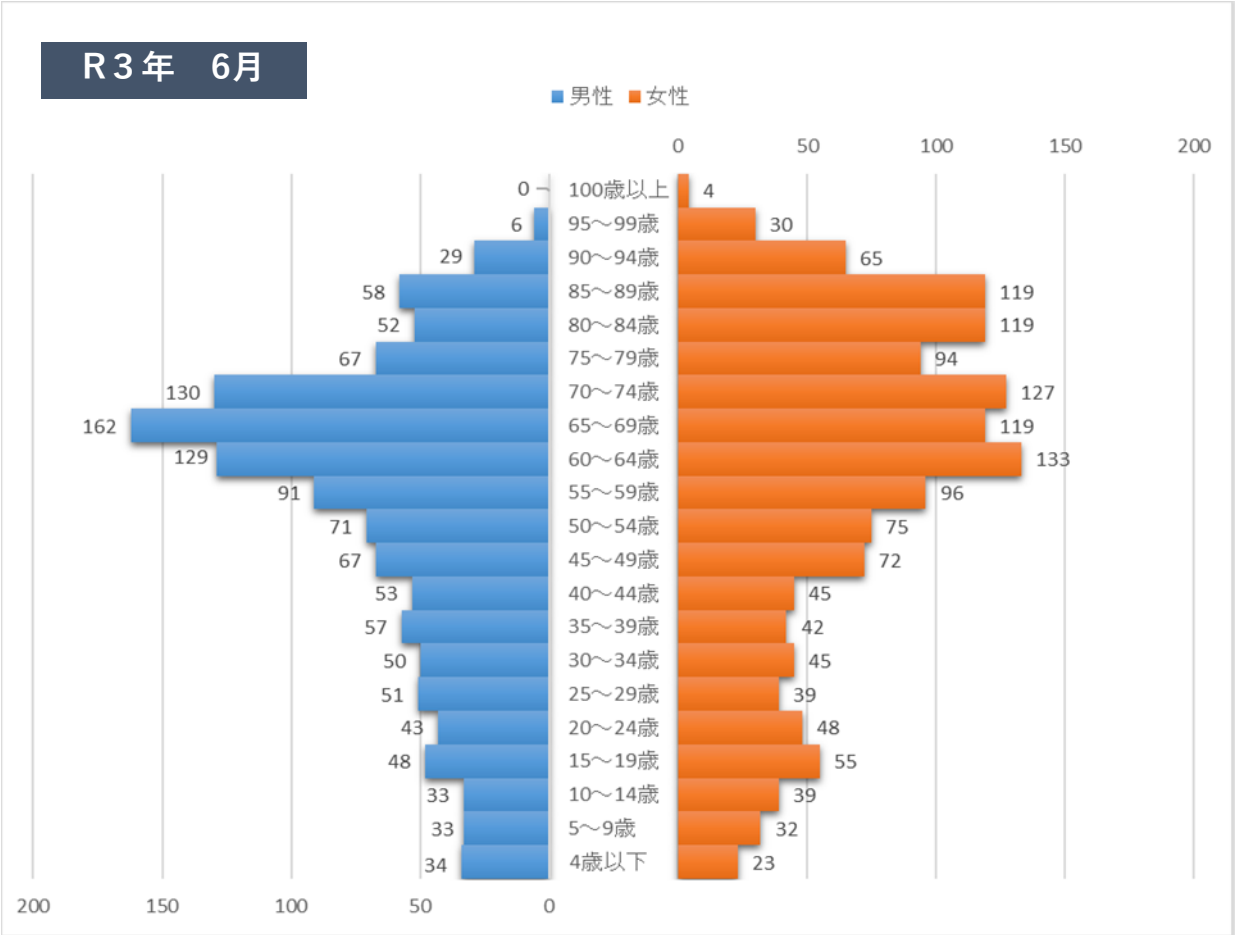

宍粟市参画と協働のまちづくり指針

令和５年３月

発行　宍粟市　市民生活部　まちづくり推進課

〒671-2593　兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
TEL（0790）63-3123　　FAX（0790）63-3063